

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>○指摘事項</p> <p>(1) 支出に関する事務</p> <p>ア 適正に予算措置したのち執行すべきもの</p> <p>総計予算主義の原則として、地方自治法第210条は、「一会計年度における一切の収入および支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。」と定めている。一方で、同法第218条は、「予算の調製後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製し、これを議会に提出することができる。」と定めている。また、同法第217条は、「予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、歳入歳出予算に予備費を計上しなければならない。」とも定めている。つまり、すべての収入支出を予算に計上しなければならないのが原則ではあるが、後に生じた理由によって補正予算を調製することも認められ、予備費の充用についてもあらかじめ想定されている。</p> <p>(ア)適正に予算措置したのち執行すべきもの</p> <p>公の施設のキャッシュレス決済の推進に速やかに取り組むため、契約期間を令和3年3月31日までとする公の施設のキャッシュレス決済の導入業務に係る委託契約を令和3年2月9日に締結したが、予算は議会会期中の令和3年3月18日の14,861,000円の予備費充用により措置していた。 (デジタル戦略部)</p> <p>財務会計の手引き（改訂第12版）では、予備費の充用はあくまで例外として取り扱われるべきであり、議会の審議権を無視した結果を生ずるような運用をしてはならない。したがって、軽微なものを除き議会の開会中に予備費を充用することは適当ではない旨の考え方を示している。</p> <p>本件においては、適正に予算を措置したのちに契約を締結すべきであり、原則として予備費を充用せずに補正予算を調製するよう留意すべきである。</p>	<p>本来であれば、令和3年1月に実施した公募型プロポーザルの公表前に予備費を充用すべきであり、今回事務処理を行った職員のみならず所属の職員全員に今回の指摘事項及び正しい事務手続きを周知し、同様の事例が生じないよう再発防止に努める。</p> <p>また、当初予算の調製後に予算の追加また変更を加える必要が今後生じた際には、行財政局と協議の上、原則として補正予算を調製していく。</p>	<p>措置済</p>

令和3年度 財務定期監査（監査対象：企画調整局）

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>また、議会スケジュールを十分に勘案した計画性のある事務処理を行うべきである。</p>		
<p>(イ) 支出担当課が適正に予算措置して執行すべきもの</p> <p>デジタル戦略部が福祉局国保年金医療課と共同で取り組んでいた国民健康保険脱退オンライン申請の広報費用として国保年金医療課が執行した支出の一部 67,044 円について、同課での支出が困難との理由で、デジタル戦略部が支出担当課となるよう令和3年3月10日に振替をしていた。確認したところ、同オンライン申請の構築はデジタル戦略部で予算（最新ICT導入・試行経費）措置したが、迅速に対応する必要があったため、国民健康保険脱退申請の業務所管である国保年金医療課がやむなく執行したとのことである。</p> <p>振替とは、現金の出納を伴わずに市の内部において帳簿上の整理を行う手続であり、振替整理できる事項は神戸市会計規則第60条で定めているが、この規定に該当しておらず、また、「所管会計管理者等において振替による収支を不相当と認める場合においては、この限りではない」と規定しているとおり、どんな振替であっても無条件に認められるわけではない。</p> <p style="text-align: center;">（デジタル戦略部）</p> <p>振替によって担当課を変更するのではなく、適切なスケジュール管理を行うことにより費用負担を行う所属で発注するべきである。</p>	<p>デジタル戦略部では、各部署と連携して業務改善、市民サービスの向上に向けた取り組みを進めているところであり、同様の事案が発生する可能性がある。すでに協働して進める事業については、事業開始当初にスケジュールの作成や役割分担等を明確化しているところであり、当初想定されていなかった事態が発生した場合にも、適宜、関係課で協議を行い、計画を修正し柔軟に対応するよう努めている。また、あわせて発注課と支出担当課が異なることがないように、改めて所属職員に周知した。</p>	<p>措置済</p>
<p>イ 補助金額の確定を適正に行うべきもの</p> <p>補助金交付事務において、神戸市補助金等の交付に関する規則に規定された補助金額の確定をしていない、あるいは、確定を適正にしていない事例があった。</p> <p>(ア) 補助金額の確定を行うべきもの</p> <p>神戸市地域集会所新築等補助金について、自治組織から申請を受けて補助金を交付し、実績報告書も提出されたが、精算を要しない補助金</p>	<p>①神戸市地域集会所新築等補助金について</p> <p>「神戸市地域集会所新築等補助金交付要綱」に、交付額の確定についての項目</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>であるとして、補助金額の確定をしていなかった。 (つなぐラボ)</p> <p>神戸市オフィス賃料等補助金、外国・外資系オフィス賃料補助金（継続分）について、企業から申請を受けて補助金を交付し、実績報告書も提出されたが、精算を要しない補助金であるとして、補助金額の確定をしていなかった。 (企業立地課)</p> <p>神戸市ITカリスマによる事業所開設促進事業補助金、神戸市スタートアップ向け県市協調ファンド事業補助金について、申請を受けて概算払で交付し、実績報告書が提出されたが、精算が必要なものはなかったため、補助金額の確定をしていなかった。 (新産業課)</p> <p>神戸市補助金等の交付に関する規則第15条第1項は「市長等は、補助事業者等に、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに、補助事業等の成果を記載した実績報告書に次に掲げる書類を添えて、報告させなければならない。」と規定している。また、同規則第16条第1項は「市長等は、前条第1項の規定による報告を受けた場合（同条第3項第2号に該当する補助金等にあつては、補助事業等の実績を確認した場合。以下同じ。）においては、報告書等の書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するか否かを調査し、適合すると認めるときは、補助金等の交付額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。」と規定している。</p> <p>一方、神戸市補助金等の交付に関する規則の手引き（令和3年2月改定）において、実績報告書は、「補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及び条件に適合するものであるかどうかを審査し、補助金等交付の終了、是正措置のいずれをとるべきかを判断するために提出させるもの」であり、補助金等の額の確定とは、「最</p>	<p>がなかったため、第16条に当該項目を追加した（令和4年3月1日施行）。 (参画推進課)</p> <p>②神戸市オフィス賃料等補助金、外国・外資系オフィス賃料補助金（継続分）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度の決裁については文言を修正済み。 ・補助金交付事務の、ワークフローを作成し、令和4年5月に研修を実施した。 ・今後も「要綱」および「神戸市補助金等の交付に関する規則」に即した手続きを行っていく。 (企業立地課) <p>③神戸市ITカリスマによる事業所開設促進事業補助金、神戸市スタートアップ向け県市協調ファンド事業補助金について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付事務の、ワークフローを作成し令和4年5月に研修を実施した。 ・今後も「要綱」および「神戸市補助金等の交付に関する規則」に即した手続きを行っていく。 (新産業課) 	<p>措置済</p> <p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>最終的に交付すべき補助金等の金額に変更を加えるべきかどうか判断し、これを確定する清算手続きを意味」としている。さらに、同規則第16条第2項に「市長等は、確定した補助金等の交付額が、補助金等の交付の決定における交付予定額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。」との規定があるが、「額確定の通知を省略する場合でも、省略できるのは「通知をすること」のみであり、補助金額を確定したことの意思決定（決議）は必要です。」という解釈を示している。</p> <p>実績報告を受けたのち速やかに、補助金額の確定を行うべきである。</p>		
<p>(イ) 助成金額の確定を適正に行うべきもの</p> <p>政策調査課では、令和2年度において神戸市「協働と参画」推進助成に関する要綱に基づき、新型コロナウイルス感染症の集団感染防止に伴って学校等が臨時休業となる中、既存のこども食堂実施団体等による子ども向け支援活動助成（延長期間分）施行細目（「施行細目」という。）を制定して対象となった団体に助成金を交付した。</p> <p>募集案内には、施行細目で定める内容に基づき、助成額について、① 助成対象経費として、ボランティア等謝金、スタッフの交通費、参加する子どもの昼食に係る費用（スタッフ・同伴者の食費は除く）、② 助成額の上限を超えた金額については団体の負担とすること、などと記載していたが、この交付金について提出された活動報告書に基づいて確定した助成額において、ボランティアの交通費が重複して計上されたまま助成額を確定していたと考えられる事例があった。</p> <p>(事例) 実施団体A 5月30日分 活動報告書No. 1～10</p>	<p>交通費の重複計上については、請求者の経費精算書の記載に疑義があり、実績報告に対する審査の段階で十分確認をするべきであったところを、チェック体制が不十分であったことから生じた。</p> <p>当該助成金の交付対象となった全15団体について、あらためて提出書類の点検を行った。そこで判明した過払いが疑われる3団体へ事実確認をしているところである。返還させるべきものは、速やかに返還請求していく。</p> <p>今後については、同一の日に複数のプログラムが行われることが想定される場合、経費精算書は1日につき1枚にまとめて作成するよう案内し、また交通費の請求基準を募集の段階で実施団体に明示するなど、再発防止に取り組んでいく。</p>	<p>措置方針</p>

令和3年度 財務定期監査（監査対象：企画調整局）

指摘の概要					措置内容	措置状況																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>プログラム</th> <th>支援活動実施日時</th> <th>活動場所</th> <th>活動実費合計 (上限 15,000 円)</th> <th>保険料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>No. 1</td> <td>5月30日</td> <td>a室</td> <td>9,840円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>No. 2</td> <td rowspan="5">11:30~12:30</td> <td>b室</td> <td>7,420円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>No. 3</td> <td>c室</td> <td>8,020円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>No. 4</td> <td>d室</td> <td>9,840円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>No. 5</td> <td>e室</td> <td>9,840円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>No. 6</td> <td>5月30日</td> <td>a室</td> <td>9,840円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>No. 7</td> <td rowspan="5">12:30~13:30</td> <td>b室</td> <td>7,420円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>No. 8</td> <td>c室</td> <td>7,420円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>No. 9</td> <td>d室</td> <td>9,840円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>No.10</td> <td>e室</td> <td>9,840円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td>89,320円</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table>					プログラム	支援活動実施日時	活動場所	活動実費合計 (上限 15,000 円)	保険料	No. 1	5月30日	a室	9,840円	1,000円	No. 2	11:30~12:30	b室	7,420円	1,000円	No. 3	c室	8,020円	1,000円	No. 4	d室	9,840円	1,000円	No. 5	e室	9,840円	1,000円	No. 6	5月30日	a室	9,840円	1,000円	No. 7	12:30~13:30	b室	7,420円	1,000円	No. 8	c室	7,420円	1,000円	No. 9	d室	9,840円	1,000円	No.10	e室	9,840円	1,000円	合計			89,320円	10,000円										
プログラム	支援活動実施日時	活動場所	活動実費合計 (上限 15,000 円)	保険料																																																																
No. 1	5月30日	a室	9,840円	1,000円																																																																
No. 2	11:30~12:30	b室	7,420円	1,000円																																																																
No. 3		c室	8,020円	1,000円																																																																
No. 4		d室	9,840円	1,000円																																																																
No. 5		e室	9,840円	1,000円																																																																
No. 6		5月30日	a室	9,840円	1,000円																																																															
No. 7	12:30~13:30	b室	7,420円	1,000円																																																																
No. 8		c室	7,420円	1,000円																																																																
No. 9		d室	9,840円	1,000円																																																																
No.10		e室	9,840円	1,000円																																																																
合計			89,320円	10,000円																																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">プログラム</th> <th colspan="2">参加者数</th> <th rowspan="2">活動実費中 交通費</th> <th rowspan="2">交通費の積算</th> </tr> <tr> <th>子ども</th> <th>スタッフ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>No. 1</td> <td>10</td> <td>2</td> <td>840円</td> <td>@210×2×2人</td> </tr> <tr> <td>No. 2</td> <td>10</td> <td>1</td> <td>420円</td> <td>@210×2×1人</td> </tr> <tr> <td>No. 3</td> <td>10</td> <td>1</td> <td>420円</td> <td>@210×2×1人</td> </tr> <tr> <td>No. 4</td> <td>10</td> <td>2</td> <td>840円</td> <td>@210×2×2人</td> </tr> <tr> <td>No. 5</td> <td>10</td> <td>2</td> <td>840円</td> <td>@210×2×2人</td> </tr> <tr> <td>No. 6</td> <td>10</td> <td>2</td> <td>840円</td> <td>@210×2×2人</td> </tr> <tr> <td>No. 7</td> <td>10</td> <td>1</td> <td>420円</td> <td>@210×2×1人</td> </tr> <tr> <td>No. 8</td> <td>10</td> <td>1</td> <td>420円</td> <td>@210×2×1人</td> </tr> <tr> <td>No. 9</td> <td>10</td> <td>2</td> <td>840円</td> <td>@210×2×2人</td> </tr> <tr> <td>No.10</td> <td>10</td> <td>2</td> <td>840円</td> <td>@210×2×2人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100</td> <td>16</td> <td>6,720円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					プログラム	参加者数		活動実費中 交通費	交通費の積算	子ども	スタッフ	No. 1	10	2	840円	@210×2×2人	No. 2	10	1	420円	@210×2×1人	No. 3	10	1	420円	@210×2×1人	No. 4	10	2	840円	@210×2×2人	No. 5	10	2	840円	@210×2×2人	No. 6	10	2	840円	@210×2×2人	No. 7	10	1	420円	@210×2×1人	No. 8	10	1	420円	@210×2×1人	No. 9	10	2	840円	@210×2×2人	No.10	10	2	840円	@210×2×2人		100	16	6,720円			
プログラム	参加者数		活動実費中 交通費	交通費の積算																																																																
	子ども	スタッフ																																																																		
No. 1	10	2	840円	@210×2×2人																																																																
No. 2	10	1	420円	@210×2×1人																																																																
No. 3	10	1	420円	@210×2×1人																																																																
No. 4	10	2	840円	@210×2×2人																																																																
No. 5	10	2	840円	@210×2×2人																																																																
No. 6	10	2	840円	@210×2×2人																																																																
No. 7	10	1	420円	@210×2×1人																																																																
No. 8	10	1	420円	@210×2×1人																																																																
No. 9	10	2	840円	@210×2×2人																																																																
No.10	10	2	840円	@210×2×2人																																																																
	100	16	6,720円																																																																	
<p>※スタッフ（ボランティア）は、No.1~No.5 とNo.6~No.10のそれぞれが同一活動場所であり、かつ同一メンバーであったため、表の太枠内の交通費が重複して計上されていた可能性がある。</p> <p>※当該団体については、5月22~29日のうち5日においても同様のプログラムを実施し、同様の報告書が提出されている。</p> <p>実施団体が複数のプログラムを同一の日に同じボランティアにより実施した場合、活動報告書はプログラムごとに提出しているが、活動報</p>																																																																				

令和3年度 財務定期監査（監査対象：企画調整局）

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>告書ごとに添付された経費精算書を確認したところ、ボランティアの往復の交通費が同一日に参加したすべてのプログラムの経費精算書に記載されており、交通費が重複して計上されたまま当該実施団体に対する助成金額を確定していた可能性がある。（政策調査課）</p> <p>助成金額の確定にあたって経費精算書の確認が不十分であった可能性がある。</p> <p>助成金額の確定は、要綱等の規定に従い、かつ同一日に実施したプログラムに係る交通費は、交通機関の利用回数分（原則1日1往復）のみとするなど明確な基準を設けて、適正に行うべきである。また、経費精算書を精査し、過払いであることが判明したものについては、実施団体と協議のうえ、返還を求めるべきである。</p>		
<p>ウ 遅滞なく支出するべきもの</p> <p>令和2年6月8日に有識者に相談した際の報償費について、相談時に提出された口座指定書に基づき、令和3年3月12日に実施した2回目の相談分と同日に支出した。そのため、上記1回目の相談に係る報償費については、相談日から口座指定書の受理までに6か月以上が経過した結果、支払までに日数を要した。</p> <p>相談業務の実施 R2.6.8(2回目 R3.3.12) 口座指定書の日付 R2.6.8(受理日 R3.3.12) 支払日 R3.3.31</p> <p>(未来都市政策課)</p> <p>口座指定書の提出が遅れているのであれば、速やかに提出するよう依頼するなどして、遅滞なく支払うべきである。</p>	<p>課内周知を実施し、個別に支払いを徹底するとともに、支払状況について一覧表で管理する。今後は一覧表を確認し、口座指定書が未提出の場合は、きめ細かい催促を実施する。</p>	<p>措置済</p>
<p>(2) 契約に関する事務</p> <p>ア 契約約款及び仕様書を遵守するべきもの</p> <p>神戸市では、神戸市契約規則や神戸市における実際の契約類型を踏まえ、適切な契約当事者間等の具体的な権利義務関係を委託契約約款や製造その他請負契約約款等で定め、これを使用して契約している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度委託契約については、すべて業務責任者の通知を受領済み。 ・課内で再度業務責任者の通知受領に対する周知を行った。 ・今後も約款の確認の徹底をし、手続きの抜けが無いように行っていく。 	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>委託契約約款第14条や製造その他請負契約約款第19条により、契約の相手方は神戸市に対し契約の履行に係る責任者（以下「業務責任者」という。）を選任し、その氏名、連絡先その他の必要な事項を書面により通知しなければならないとされているが、委託契約において契約の相手方から業務責任者の通知を受けていない事例があった。（企業立地課）</p> <p>契約約款は契約内容を構成するものであり、契約約款の規定は遵守すべきである。</p> <p>また、契約の相手方にも、契約約款を遵守するよう指示すべきである。</p>		
<p>イ 委託料の変更に際して変更契約を締結すべきもの</p> <p>セミナーを2回開催するため締結した委託契約（委託料160,000円）において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、うち1回の開催を中止せざるを得なくなり、業者からの申し出を受け入れて、神戸市は1回分の委託料80,000円のみを支払った。しかし、これに伴う委託契約の変更契約は締結していなかった。（推進課）</p> <p>委託契約書に添付している委託契約約款第27条で「経済状勢の著しい変化その他の予期することのできない異常な事態の発生により契約金額その他の契約内容が著しく不相当となったときは、甲と乙が実情に応じて協議し、別途変更契約を締結することにより、契約金額その他の契約内容変更することができる」と規定されている。新型コロナウイルス感染症拡大の影響による中止はこれに該当し、変更契約を締結することができると考えられる。</p> <p>一方、変更契約を締結しない場合は、同約款第24条第1号に定める「委託期間等の終了までに契約を履行しないとき又はその見込みがないとき、契約上の義務を履行しないとき」に該当することも考えられる。</p> <p>契約内容の適正な履行のため、変更契約を締結すべきである。</p>	<p>指摘を踏まえ、契約内容の履行が困難な状況が発生した場合には、契約の変更を行うことを局内で周知徹底した。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>ウ 委託契約の変更に際して見積書を徴取すべきもの</p> <p>当初契約締結時の委託料が 8,500,000 円の委託契約（子供の非認知能力向上のためのコンテンツ制作・配信業務）において、契約内容にイベント開催を加える仕様変更のため契約金額を 1,500,000 円増額する変更契約を締結した。</p> <p>しかし、この契約変更において、見積書を徴取し、変更仕様書等にかかる増額変更分の積算を確認すべきところ、委託先に対して変更契約にかかる見積書の提出を依頼していなかった。</p> <p style="text-align: right;">（新産業課）</p> <p>委託契約の変更に際しても、見積書を徴取し、増額変更分の積算を確認すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・課内の事務マニュアルに記載済み。 ・変更契約の際の見積書の徴収について、課内で再度周知を行った。 ・今後も契約締結時には、見積書の徴収を含め、委託契約の「ガイドライン」及び課内の事務マニュアル等を確認しながら、手続きの抜けがないように行っていく。 	<p>措置済</p>
<p>(3) 財産の管理に関する事務</p> <p>ア ソフトウェア資産（ソフトウェア及びパソコン）の管理を適正に行うべきもの</p> <p>ソフトウェア及びパソコンの管理について、次のような事例があった。</p> <p>(ア)ノートパソコン 1 台を、一時貸出の手続きを経ることなく、他の部局に一時的に貸し出していた事例。</p> <p>(イ)すでに存在しない端末を情報システム台帳に記載したままになっていた事例。</p> <p>(ウ)アンインストールしたソフトウェアを導入ソフトウェア台帳に記載したままになっていた事例。</p> <p>(エ)使用期限の切れたライセンスを保有ライセンス台帳に記載したままになっていた事例。</p> <p style="text-align: right;">（デジタル戦略部）</p> <p>ソフトウェア資産管理基準により、情報基盤管理者（企画調整局デジタル戦略部担当課長（情報政策担当））がソフトウェア資産を適切に管理するため、情報管理者（所属長）等はパソコン・ソフトウェア管理システム（PC統合管理システム）によりソフトウェア資産の変更管理に関する手続、並びにハードウェア台帳及びライセンス台帳等の更新を行わなければならないこと</p>	<p>(ア) のノートパソコンを一時貸出の手続きを経ることなく他の部局に貸し出していた事例は、他部局より代替機が急遽必要との相談を受け、緊急的に貸し出したもので、その際、備品の一時貸出の手続きを怠っていた。再発防止策として、今回事務を行った者をはじめ、部内の全職員に適切な事務手続きについて改めて周知を行い、改善の措置を講じた。</p> <p>(イ) の存在しない端末を情報システム台帳に記載したままになっていた事例、(ウ) のアンインストールしたソフトウェアを導入ソフトウェア台帳に記載したままになっていた事例、(エ) の使用期限の切れたライセンスを保有ライセンス台帳に記載したままになっていた事例については、いずれも、端末の廃棄やソフトウェアのアンインストール、ライセンス切れのタイミングで適切に台帳を更新すべきところ、速やかに反映ができていなかった。再発防止策として、ソフトウェア</p>	<p>措置済</p>

令和3年度 財務定期監査（監査対象：企画調整局）

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>となっている。</p> <p>また、上記(ア)の事例に関しては、神戸市物品会計規則第16条(備品の一時貸借及び一時使用)第1項で「物品管理者は、必要があると認めるときは、3箇月以内の期間を定めて、他の物品管理者に備品を貸し付けることができる。この場合において、備品を貸し付ける物品管理者は、備品一時貸借書兼一時貸借てん末書に必要な事項を記載しなければならない。」との規定があり、一時貸借の場合は同規則による手続が必要である。</p> <p>情報資産管理の内部統制体制の主管局として各所管局に指導するべき立場を踏まえ、利用するソフトウェア資産に変更がある場合は必要な手続を行うとともに台帳に反映し、適正にソフトウェア資産を管理するべきである。</p>	<p>資産等の変更があった際には台帳への反映を速やかに行うよう改めて部内で周知を行い、改善の措置を講じた。</p> <p>今後は、年1回の全庁的なソフトウェア資産の棚卸しに加えて、別途、部内での棚卸しを実施するなど、情報資産管理の内部統制体制の主管局として、ソフトウェア資産の適正管理を徹底していく。</p>	
<p>イ 郵便切手類を適正に管理するべきもの</p> <p>調査課では、「現金等管理マニュアル」に定める「保管現金・郵便切手類の定期的なチェック」として、郵便切手類に係る毎年度3回の所属長による残数確認、及び所属長の直近上司による年1回の検証を実施しているとの説明を受けた。しかし、令和3年8月30日に実施した部長による検証結果として示した定期点検シートにおいて、郵便切手類の一部の残数が、次のとおり同日現在の管理簿の残数と一致していなかったにもかかわらず、そのまま所属長の確認印及び部長の検証印を押印していた。</p> <p>なお、今回の実査時（令和3年11月17日）においては、郵便切手類の残数と管理簿の残数は一致していた。</p>	<p>現金等管理マニュアルにおける定期的なチェックにおいて、使用毎に記録する管理簿とは別に定期点検シートを使用する必要はないため、同シートは廃止した。</p> <p>郵便切手類の定期的なチェック及び検証印の押印は管理簿において実施することとしている。</p>	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況																
<p>(事例) 所属長の直近上司による検証結果(定期点検シート)における残数と、郵便切手類管理簿上の同日の残数が不一致であった事例 (令和3年8月30日現在)</p> <table border="1" data-bbox="167 454 774 712"> <thead> <tr> <th>郵便切手類の種類</th> <th>検証結果の残数 (チェックリスト)</th> <th>管理簿の残数</th> <th>備考 (検証結果-管理簿)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1円切手</td> <td>4枚</td> <td>45枚</td> <td>△41枚</td> </tr> <tr> <td>84円切手</td> <td>12枚</td> <td>10枚</td> <td>+2枚</td> </tr> <tr> <td>タクシーチケット (兵協)</td> <td>45枚</td> <td>46枚</td> <td>△1枚</td> </tr> </tbody> </table> <p>所管課に確認したところ、この定期点検では、部長など複数職員で郵便切手類の残数を数え、管理簿の残数と一致することを確認していたが、その後、管理簿から定期点検シートへ転記する際のミスにより、転記後の同シートの記載内容を十分確認せず検証印を押印してしまったとのことである。 (調査課)</p> <p>しかし、管理簿にも定期点検の記録は残っておらず、誤りのある定期点検シートでは点検が行われたことを証することはできないことから、点検自体が形骸化していたとの指摘に対して否定できない。</p> <p>「現金等管理マニュアル」に基づき、郵便切手類の定期チェックは適正かつ確実に行うべきである。</p>	郵便切手類の種類	検証結果の残数 (チェックリスト)	管理簿の残数	備考 (検証結果-管理簿)	1円切手	4枚	45枚	△41枚	84円切手	12枚	10枚	+2枚	タクシーチケット (兵協)	45枚	46枚	△1枚		
郵便切手類の種類	検証結果の残数 (チェックリスト)	管理簿の残数	備考 (検証結果-管理簿)															
1円切手	4枚	45枚	△41枚															
84円切手	12枚	10枚	+2枚															
タクシーチケット (兵協)	45枚	46枚	△1枚															
<p>(4) その他の事務</p> <p>ア 個人番号の安全管理措置を講じるべきもの</p> <p>個人番号の記載された書類を施錠できる場所に保管しておらず、また、登録・記載済みの個人番号確認書類、身分確認書類を本人へ返却又は償却、裁断、溶解等により廃棄していなかった。 (政策調査課)</p> <p>個人番号利用事務実施者等の責務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第12条により、「個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番</p>	<p>個人番号確認書類の適正な取り扱いについて、事務担当者の認識が不足していたことから発生した。</p> <p>今回の指摘を受け、該当の書類については直ちに廃棄を行った。また、職員に対して当該事案についての説明を行うとともに、個人番号確認書類の取扱いにあたっては、ガイドラインに則り適正な事務処理を行うよう周知をした。</p>	<p>措置済</p>																

令和3年度 財務定期監査（監査対象：企画調整局）

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。」とされ、特定個人情報の収集又は保管については、番号法第20条により制限されている。</p> <p>そして、「神戸市における個人番号利用事務に関するマイナンバー取扱い指針」（平成27年11月30日企画調整局情報化戦略部）により、マイナンバーの記載された申請書及び本人確認書類等の保管場所は、鍵のかかるロッカーや書庫とするものとしており、「源泉徴収事務に関するマイナンバー取扱いガイドライン（解説付）」（平成27年10月5日企画調整局情報化推進部、行財政局職員部総務事務センター）により、各所属の事務取扱担当者（マイナンバーを収集・管理を行う職員）は、登録・記載済みのマイナンバー確認書類、身元確認書類を速やかに本人へ返却するか、あるいは焼却、裁断、溶融等により廃棄するものとしている。</p> <p>個人番号の取扱いにあたっては、適正に安全管理措置を講じるべきである。</p>		

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>○ 指摘事項</p> <p>(1) 支出に関する事務</p> <p>ア 賃料減免にかかる手続を適正に行うべきもの</p> <p>新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発令に伴う六甲道地区及び垂水・舞子地区におけるテナントへの支援として、神戸市と一般財団法人神戸すまいまちづくり公社（以下「公社」という。）の間で締結された覚書により、サブリース事業者である公社の賃料を減免していた。</p> <p>当該覚書は市所有物件にかかる店舗への賃料減額の基本的な考え方について（令和2年5月15日行財政局長・企画調整局長）及び本件通知にかかる補足説明である賃料支援対象店舗について（令和2年5月20日時点）が根拠となっている。</p> <p>この覚書では、減免の対象となるテナントを中小企業基本法第2条の規定による中小企業等が営むテナントと規定しているにもかかわらず、その対象とならない医療法人や一般社団法人のテナントを減免の対象としている事例があった。</p> <p>聞き取りによると、支援対象要件を中小企業基本法第2条に明記されている業種や資本金及び従業者数の要件のみと認識していたため、医療法人や一般社団法人が中小企業基本法上の会社に該当しないとは解しておらず、減免の対象としたものであるが、他のテナントとのバランスもあることから、減免の対象とせざるを得なかったとのことである。</p> <p>また、根拠となる神戸市の通知等と異なる対応であるにもかかわらず、この取扱いにあたっては、公社との電話協議のみで対応し、議事録等の経過の記録も残していなかったとのことであるが、口頭のみ調整では、後々のトラブルの原因にもなりうるものであり、また、組織としての意思決定の経過も確認できない状況となっている。（地域整備推進課）</p> <p>根拠となる神戸市の通知等と異なる対応を行うのであれば、市長が特別に認めるものとして別途決裁を得るなど、組織としての意思決定の経過を明確にするとともに、今後も医療法人や一般社団法人のテナントを減免の対象とするのであれば、覚書の再締結の手続</p>	<p>新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発令に伴う六甲道地区及び垂水・舞子地区におけるテナントへの支援の際、中小企業基本法第2条の規定による中小企業等が営むテナントと規定しているにもかかわらず、その対象とならない医療法人や一般社団法人のテナントを減免の対象としたのは、減免対象要件を中小企業基本法第2条に明記されている業種や資本金及び従業員数の要件のみと認識しており、医療法人や一般社団法人を減免対象とするにあたって別途決裁を得る必要があるものと解していなかったためである。</p> <p>また、上記の対応を決定するまでの協議内容は、減免措置対応の緊急性が高かったことと、コロナ禍の中で対面協議が難しかったことから電話により行い、この対応が通知に基づいたものであると認識していたため、記録を残していなかった。</p> <p>今後、同様の事業等を行う際は、対象要件をしっかりと確認するとともに、特別な対応を行う場合は、協議過程を議事録等で記録し、別途決裁を得るなど意思決定の過程を明確にするよう令和4年3月28日の係会議において係の職員全員に対して周知徹底を行った。</p>	<p>措置済</p>

令和3年度 財務定期監査（監査対象：都市局）

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>を行うべきである。</p>		
<p>(2) 契約に関する事務</p> <p>ア 次年度以降にわたる委託契約手続を適正に行うべきもの</p> <p>令和2年度のキャナルタウン広場・新運河管理業務にかかる委託契約の締結にあたり、委託事務審査委員会議案書の選定理由を「平成30年度の委託事務審査委員会にて承認されたとおり、人員確保や設備投資の面から平成31年度、令和2・3年度の3か年の契約を前提に5社による見積り合わせで同事業者を決定しており、令和2年度業務についても引き続き随意契約を行うものである。」とし、前年度と同一の事業者と単年度の随意契約を締結している。</p> <p>長期継続契約の対象とならない清掃業務が含まれることから、当該契約は形式的には単年度契約とし、前述の選定理由により随意契約を行っているが、実態的には複数年契約となっているにもかかわらず、債務負担行為による予算措置を行っていない。</p> <p>(まち再生推進課)</p> <p>委託事務審査委員会において、複数年の契約を前提に実施した見積り合わせで決定した事業者であることを理由として、翌年度以降、引き続き随意契約の相手先として認めることはできない。</p> <p>複数年契約が必要であれば、債務負担行為による予算措置を行うべきである。</p>	<p>令和4年度の契約については単年度契約を前提に見積り合わせを行い契約済みである。</p> <p>令和5年度以降の契約については、債務負担行為による予算措置を行ったうえで、複数年契約を前提に見積り合わせを行う。</p>	<p>措置方針</p>
<p>(3) 財産の管理に関する事務</p> <p>ア 債権の管理を適正に行うべきもの</p> <p>神戸市の債権の管理に関する事務処理は、神戸市債権の管理に関する条例（以下「条例」という。）で定められており、債権を適正に管理するため必要な台帳を整備すること（第5条）や、履行期限までに履行しない場合は期限を指定して督促状を発して督促しなければならないこと（第6条）等が定められている。</p> <p>また、債権のうち時効が成立し消滅したものは、不納欠損処分を行い決算値に反映することが必要とされている。</p> <p>私債権は民法の規定により、時効の援用が必要とさ</p>	<p>債権管理台帳については、令和3年度内に、債権ごとに、これまでの督促日の情報や債務者との交渉記録を記載する等、適正な整備を行った。今後も債務者との交渉記録等の追記を行い、今後の債権管理や業務引継ぎに活用していく。</p> <p>また、一部の債権において、不納欠損処分等の手続きが進められていなかったが、債権管理</p>	<p>措置方針</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況																																																												
<p>れるが、時効期間満了後は、条例の規定により債権放棄も可能とされている。</p> <p>新都市整備事業で管理している債権について、個別システム（みなとシステム）により出力された収入未済リストを確認したところ、下表のとおり状況であった。</p> <p>(ア) 不動産貸付料</p> <table border="1" data-bbox="162 622 853 813"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>債務者</th> <th>調定内容</th> <th>調定年度</th> <th>収入未済額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>A社</td> <td>土地賃賃料</td> <td>平成27～28年度</td> <td>7,296,041円</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>B社</td> <td>土地賃賃料</td> <td>平成23～25年度</td> <td>49,242,312円</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>C社</td> <td>土地一時使用料</td> <td>平成25年度</td> <td>259,000円</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>D社</td> <td>土地一時使用料</td> <td>平成10年度</td> <td>1,900,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 遅延利息</p> <table border="1" data-bbox="162 902 853 1059"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>債務者</th> <th>調定内容</th> <th>調定年度</th> <th>収入未済額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑤</td> <td>A社</td> <td>遅延損害金</td> <td>平成24～28年度</td> <td>15,762,998円</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>B社</td> <td>遅延損害金</td> <td>平成28年度</td> <td>17,655,443円</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>E社</td> <td>遅延損害金</td> <td>平成26年度</td> <td>5,126,801円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ウ) その他</p> <table border="1" data-bbox="162 1137 853 1249"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>債務者</th> <th>調定内容</th> <th>調定年度</th> <th>収入未済額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑧</td> <td>A社</td> <td>その他雑収益</td> <td>平成29年度</td> <td>53,247,286円</td> </tr> <tr> <td>⑨</td> <td>F社</td> <td>その他雑収益及び遅延損害金</td> <td>平成22年度</td> <td>50,529,862円</td> </tr> </tbody> </table> <p>①～④は、神戸市公有財産規則（以下「規則」という。）第34条の規定による不動産貸付料である。</p> <p>⑤～⑦は、規則第38条の規定による遅延利息である。なお、⑦のE社は保証金充当により未納貸付料を精算したため遅延利息のみとなっている。</p> <p>⑧は、民事執行法第42条の規定による強制執行費用（建物収去土地明渡訴訟の強制執行にかかる経費16,893,705円）及び民法第420条の規定による損害賠償金（不法占有損害金36,353,581円）である。</p> <p>⑨は、土地譲渡契約にかかる規則第54条の規定による違約金及び土地譲渡代金の納付遅延により発生した規則第51条の規定による遅延利息である。</p> <p>これらの債権は、実査日時時点で、督促日等の情報や債務者との交渉記録等が記載された債権管理台帳が適正に整備されておらず、法的措置等も含めた回収対策が適切に実施できる状況となっていない。また、時効成立の調査を含む債権放棄にかかる手続きが進めら</p>	No.	債務者	調定内容	調定年度	収入未済額	①	A社	土地賃賃料	平成27～28年度	7,296,041円	②	B社	土地賃賃料	平成23～25年度	49,242,312円	③	C社	土地一時使用料	平成25年度	259,000円	④	D社	土地一時使用料	平成10年度	1,900,000円	No.	債務者	調定内容	調定年度	収入未済額	⑤	A社	遅延損害金	平成24～28年度	15,762,998円	⑥	B社	遅延損害金	平成28年度	17,655,443円	⑦	E社	遅延損害金	平成26年度	5,126,801円	No.	債務者	調定内容	調定年度	収入未済額	⑧	A社	その他雑収益	平成29年度	53,247,286円	⑨	F社	その他雑収益及び遅延損害金	平成22年度	50,529,862円	<p>に関する組織的な引継ぎが十分に行われず、債権回収の優先順位等の進め方について十分に議論できていなかったこと等が要因であると考えている。</p> <p>今後の債権管理においては、前述の債権管理台帳も活用しながら、全庁的に定められた事務処理手順に従い手続きを進めていくとともに、債務者が居所不明や死亡などの課題により手続きが困難な案件については、現在、外部委託（弁護士等）による諸手続きを進めている。</p> <p>また、局内においても組織的に情報共有・意思決定を行うため、「都市局債権管理委員会」を新たに設置し、局全体で債権管理の取り組みを強化していく。併せて、市債権管理対策推進本部とも連携を図っていくことにより、適正に債権管理を進めていく。</p> <p>なお、現時点での債務者ごとの対応状況等は以下のとおりである。</p> <p>A社（①⑤⑧）については、賃貸借契約解除のうえ、建物収去土地明渡請求訴訟に勝訴し、強制執行した案件であり、賃貸借契約が解除されるまでの賃料、強制執行費用、不法占有損害金及び遅延損害金が対象となっている。債務者（連帯保証人含む）調査をした結果、居所が判明したため、面談のうえ債権の催告を行った。資産状況を把握のうえ、必要に応じて徴収停</p>	
No.	債務者	調定内容	調定年度	収入未済額																																																										
①	A社	土地賃賃料	平成27～28年度	7,296,041円																																																										
②	B社	土地賃賃料	平成23～25年度	49,242,312円																																																										
③	C社	土地一時使用料	平成25年度	259,000円																																																										
④	D社	土地一時使用料	平成10年度	1,900,000円																																																										
No.	債務者	調定内容	調定年度	収入未済額																																																										
⑤	A社	遅延損害金	平成24～28年度	15,762,998円																																																										
⑥	B社	遅延損害金	平成28年度	17,655,443円																																																										
⑦	E社	遅延損害金	平成26年度	5,126,801円																																																										
No.	債務者	調定内容	調定年度	収入未済額																																																										
⑧	A社	その他雑収益	平成29年度	53,247,286円																																																										
⑨	F社	その他雑収益及び遅延損害金	平成22年度	50,529,862円																																																										

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>れていない。（新都市管理課）</p> <p>債権管理については、滞納の初期段階での対処方法を構築するほか、見える化された台帳を作成し、督促等の時効中断事由や納付交渉の記録をする必要がある。そのうえで法的措置等も含めた回収対策を実施すべきである。</p> <p>また、債務者や債権の内容等の調査を尽くす必要があるが、それでも不明なものは、条例の規定に基づく債権放棄の手続を進め、不納欠損処分とすることができる。</p> <p>今後の対応、体制だけでなく、そもそもの原因から詰めていかなければ、また同じことが起きるおそれがある。誰が担当し、どこに原因があったか、誰が引継ぎをしなかったか、原因をできる限り調べて今後に活かし、債権の発生から回収までの手立てを構築し、その仕組みを組織として実践すべきである。</p> <p>債権管理事務については、近年の財務定期監査において、債権管理の意識が希薄な所属が多く見受けられることから、令和2年度内部統制評価報告書審査意見書及び令和2年度一般会計決算審査意見書において、債権管理の適正化に関する意見を付したところである。</p> <p>これを受けて、債権管理対策推進本部（行財政局税務部収税課）から令和3年10月5日に通知「債権管理事務の適正化について」が発出され、全庁的に171債権を対象として、全庁的に定められた事務処理手順が適正に行われているかを確認する調査が行われた。また、3か月後に改善が必要な事項についての進捗状況の再調査が行われ、適正化に向けた取組が始められたところである。これは、神戸市の財政的損失の増大、並びに信用失墜を回避する重要な取組であることを改めて認識し、意識改革を行うとともに、着実に改善されたい。</p>	<p>止を行う等、債権管理手続を進めていく。なお、すでに時効に到達した債権については援用の申し出があったため、不納欠損の処理を行う。</p> <p>B社（②⑥）については、すでに時効に到達しているが、債務者（法人・連帯保証人）のうち法人は法人破産手続が終了しているため、債務者（連帯保証人）に関する調査の結果を踏まえ、不納欠損の手続を進めていく。</p> <p>C社（③）については、すでに時効に到達しているが、調査の結果、債務者の死亡が判明したため、改めて相続関係の調査を行い、その結果を踏まえ、不納欠損の手続を進めていく。</p> <p>D社（④）については、すでに時効に到達しているため、債務者に関する調査の結果を踏まえ、不納欠損の手続を進めていく。</p> <p>E社（⑦）については、すでに時効に到達しており、相手方弁護士が時効援用の意向を示しているため、援用通知書が提出され次第、不納欠損を行う。</p> <p>F社（⑨）については、債務者調査をした結果、居所が判明したため、面談のうえ債権の催告を行った。資産状況を把握の上、必要に応じて徴収停止を行う等、債権管理手続を進めていく。</p>	

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>イ 土地台帳への記載手続を適正に行うべきもの</p> <p>民間事業者との間で土地賃貸借契約の締結または行政財産の目的外使用許可を行っている所管地において、土地台帳に記載のない事例があった。</p> <p>規則第59条では、土地台帳等を作成するため電子計算組織に投入する資料を財産記録調書等と規定しており、規則第60条では、土地又は建物を取得し、所管換又は所属替をし、その他異動があったときは、行財政局長が定めた事項により、財産記録調書を作成しなければならないとされているが、当該所管地では、この手続が取られていなかった。</p> <p>（新都市管理課、企業誘致課、西神整備事務所）</p> <p>土地台帳の記載漏れがないように、規則の規定に基づき、財産記録調書を適正に作成するべきである。</p>	<p>土地台帳への記載漏れが生じたのは、内陸部の産業団地については、造成後に表示登記し順次分譲していくことから、これまで土地台帳への記載手続きを省略していたことが要因と考えている。</p> <p>指摘のあった土地も含め、台帳に未記載の土地を調査の上、令和3年度中に土地台帳に記載した。</p>	<p>措置済</p>
<p>(4) その他の事務</p> <p>ア 個人番号確認書類等を速やかに本人へ返却又は廃棄するべきもの</p> <p>実査日時点において、審議会委員等の報酬支給にかかる個人番号確認書類等を金庫内に保管している事例があった。</p> <p>個人番号利用事務実施者等の責務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第12条により、「個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。」とされ、特定個人情報の収集又は保管については、番号法第20条により制限されている。</p> <p>そして、源泉徴収事務に関するマイナンバー取扱いガイドライン（平成27年10月5日企画調整局情報化推進部、行財政局職員部総務事務センター）により、各所属の事務取扱担当者（マイナンバーを収集・管理を行う職員）は、登録・記載済みのマイナンバー確認書類、身元確認書類を速やかに本人へ返却するか、あるいは焼却、裁断、溶解等により廃棄するものとされている。</p> <p>（総務課、都心三宮再整備課）</p>	<p>収集したマイナンバー確認書類は、マイナンバーの確認と確認の事実の記録が終われば速やかに本人へ返却するか、廃棄しなければならないという認識が不足していたため、誤って金庫へ保管し続けた。</p> <p>廃棄すべき個人番号通知書の写しは、シュレッダーにて速やかに廃棄するとともに、再発防止のため、所属職員に対して、源泉徴収事務に関するマイナンバー取扱いガイドライン等を適宜確認しながら、適正な事務処理を行うよう周知徹底を行った。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>ガイドライン等に基づき、個人番号確認書類等は、速やかに本人へ返却するか、あるいは焼却、裁断、溶解等により廃棄するべきである。</p>		
<p>○ 意見</p> <p>(1) 行政財産使用許可における電気使用料の算定方法の見直しについて</p> <p>特定非営利活動法人に対して、こうべまちづくり会館における飲料提供機器（ドリップ式コーヒーメーカー）の設置にかかる行政財産使用許可（令和2年6月1日から令和3年3月31日までの10か月）を行っているが、使用に必要な経費として請求している電気使用料が56,988円と非常に高額となっている。</p> <p>電気使用料の算定方法については、当該施設の利用者に対して飲料を有料で提供していることから、自動販売機設置に伴う電気料の算定方法について（昭和55年3月15日理管第579号管財課長通知）の次の算式を準用している。</p> <div data-bbox="220 1108 753 1330" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>2 個別メーターを設置していない場合</p> <p>月額電気使用料は、次の算式によるものとする。</p> $\text{電気料金単価} \times \text{消費電力量} \times \text{稼働率} \times 24 \times 365 \div 12$ <p style="text-align: center;">(1) (2) (3) (時間) (日) (月)</p> <p>〔注〕(1) 関西電力発行の電気料金単価表を参考にすること (2) 自動販売機に添付されている仕様書によること (3) 年間平均の稼働率は1/3～1/2の間で決定すること</p> </div> <p>この算式の消費電力量を当該機器の最大出力（ドリップ時）である1,460wで常時使用したものとして積算されており、待機消費電力（0.4w）は考慮していない。仮に消費電力量を待機消費電力として算定すると、10か月の電気使用料は約16円となる。</p> <p>聞き取りによると、消費電力量を待機消費電力により算定した場合、最大出力による使用時の電気使用量を過少に積算することとなるため、過少となった部分は市の負担となること、また、どれだけの使用があるかは申請時点では把握できないため、可能性として起こりうる最大値を請求したもので、申請者もその条件を理解したうえで許可を受けているとのことである。</p> <p>しかしながら、当該機器が常時最大出力で稼働しているとは考えにくく、また、当該機器のホームページ情報には1杯あたりの電気使用料は1円程度と記載</p>	<p>設置されていた飲料提供機器（ドリップ式コーヒーメーカー）はリース品であり、更新時期到来により、使用者にて利用状況や必要性等を踏まえ、更新しないとの判断がなされ、協議の結果、令和3年度末をもって撤去を行った。</p> <p>なお、電気使用料について過去に遡っての返還については不要との回答を申請者より得ている。</p>	<p>他の方法で対応</p>

令和3年度 財務定期監査（監査対象：都市局）

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>されており、飲料を1日10杯提供すると仮定した場合でも10か月で3,000円程度の電気使用料となるとされていることからすれば、実態より過大な請求となっているものと推定される。</p> <p>1か月の飲料提供数などの利用実態の把握を行い、適切な電気使用料となるよう算定方法の見直しを行い、過大に徴収している電気使用料については申請者への返還を検討されたい。（まち再生推進課）</p>		

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>○指摘事項</p> <p>(1) 支出に関する事務</p> <p>ア 補助金額の確定を行うべきもの</p> <p>補助金交付事務において、神戸市補助金等の交付に関する規則に規定された補助金額の確定をしていない事例があった。</p> <p>(ア) 広報掲示板設置補助金について、自治組織から申請を受けて補助金交付決定ののち、掲示板設置後に提出された広報掲示板設置報告書兼検査調書と補助金請求書を受領し、補助金を支払っていたが、精算を要しない補助金であるとして、補助金額の確定をしていなかった。</p> <p>(イ) 美緑花重点スポット美化活動助成金について、申請を受けて概算払で交付し、提出された活動結果報告書に基づき返還額がある団体のみ、返還額の調定決議（助成金額確定の旨の記載はなし）に基づいて納付書とともに交付金額確定通知書を送付していたが、助成金の返還額がない団体に関しては、補助金額の確定をしていなかった。（長田区まちづくり課）</p> <p>神戸市補助金等の交付に関する規則第15条第1項は「市長等は、補助事業者等に、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに、補助事業等の成果を記載した実績報告書に次に掲げる書類を添えて、報告させなければならない。」と規定している。また、同規則第16条第1項は「市長等は、前条第1項の規定による報告を受けた場合（同条第3項第2号に該当する補助金等にあつては、補助事業等の実績を確認した場合。以下同じ。）においては、報告書等の書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するか否かを調査し、適合すると認めるときは、補助金等の交付額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。」と規定している。</p> <p>一方、神戸市補助金等の交付に関する規則の</p>	<p>(ア) 長田区広報掲示板補助要綱において、「交付額の確定」の規定がなかったため、補助金額を確定したことの意思決定（決議）を行っていませんでした。</p> <p>長田区広報掲示板補助要綱を改正し、改正後の申請分については補助金額の確定決議を行ったうえで、確定決議で確定した交付額と補助金等の交付の決定における交付予定額に差額が生じた場合には、通知を行います。</p> <p>(イ) 美緑花重点スポット美化活動助成金の事務について、戻入が不要な団体の額確定の意思決定が決議に明記できていなかったため、今後は補助金額が確定した段階で決議を行うよう周知徹底します。</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>

令和3年度 財務定期監査（監査対象：区役所）

指摘の概要	措置内容	措置状況										
<p>手引き（令和3年2月改定）において、実績報告書は、「補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及び条件に適合するものであるかどうかを審査し、補助金等交付の終了、是正措置のいずれをとるべきかを判断するために提出させるもの」であり、補助金等の額の確定とは、「最終的に交付すべき補助金等の金額に変更を加えるべきかどうか判断し、これを確定する清算手続きを意味」するとしている。さらに、同規則第16条第2項に「市長等は、確定した補助金等の交付額が、補助金等の交付の決定における交付予定額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。」との規定があるが、「額確定の通知を省略する場合でも、省略できるのは「通知をすること」のみであり、補助金額を確定したことの意思決定（決議）は必要です。」という解釈を示している。</p> <p>実績報告を受けたのち速やかに、補助金額の確定を行うべきである。</p>												
<p>(2) 契約に関する事務</p> <p>ア 発注先を適正に選定するべきもの</p> <p>専決契約において、指名停止期間中の業者に対して発注していた事例があった。</p> <p>(事例) 指名停止期間中の業者に対して発注していた事例</p> <p>(ア) A社（指名停止期間：令和2年3月16日～令和3年3月15日）あて発注</p> <table border="1" data-bbox="220 1599 772 1883"> <tr> <td>件名</td> <td>長田区総合庁舎内放置廃棄用自転車等収集運搬業務</td> </tr> <tr> <td>契約期間等</td> <td>発注 R3. 1. 27 履行期限 R3. 2. 26</td> </tr> <tr> <td>契約金額</td> <td>71,500円</td> </tr> <tr> <td>発注課</td> <td>長田区総務部まちづくり課</td> </tr> </table> <p>(イ) B社（指名停止期間：令和2年3月13日～6月12日）あて発注</p> <table border="1" data-bbox="220 1977 772 2074"> <tr> <td>件名</td> <td>消耗品（書籍）の購入について</td> </tr> </table>	件名	長田区総合庁舎内放置廃棄用自転車等収集運搬業務	契約期間等	発注 R3. 1. 27 履行期限 R3. 2. 26	契約金額	71,500円	発注課	長田区総務部まちづくり課	件名	消耗品（書籍）の購入について	<p>(ア) 今後は、発注手続きに際し、発注前に再度「競争入札参加資格者検索」で指名停止となっていないことを確認したうえで契約するよう徹底します。</p> <p>(イ) ご指摘のとおり見積もりを依頼した際には指名停止となっていなかったものの、発注日までの間に指名停止となっており、「その業者でなければなら</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>
件名	長田区総合庁舎内放置廃棄用自転車等収集運搬業務											
契約期間等	発注 R3. 1. 27 履行期限 R3. 2. 26											
契約金額	71,500円											
発注課	長田区総務部まちづくり課											
件名	消耗品（書籍）の購入について											

指摘の概要		措置内容	措置状況
契約期間等	発注 R2. 4. 1(見積依頼 R2. 3. 2) 履行期限 R2. 5. 31	<p>ない止むを得ない理由」はないため、契約の相手方とするべきではありませんでした。</p> <p>今後は、発注手続きに際し、発注前に再度「競争入札参加資格者検索」で指名停止となっていないことを確認したうえで契約するよう徹底します。</p>	
契約金額	20,240円		
発注課	長田区総務部まちづくり課 (長田区まちづくり課)		
<p>神戸市指名停止基準要綱第7条では、経理契約を対象として「指名停止の期間中の入札参加資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ請負契約審査会の承認を受けたときはこの限りではない。」と規定している。一方、「神戸市指名停止基準要綱の運用について」（平成17年5月9日行財政局長決定）の14（随意契約の相手方の制限）では、「指名停止期間中の入札参加資格者との専決契約及び委託契約については、当該要綱の対象外であるが、それぞれの契約決裁において、やむを得ない事由があることを判断する。」としている。これを受けて「指名停止措置を受けた事業者との専決契約等について（通知）」（平成25年7月23日行財契第593号）では、「2(1)指名停止措置期間中の入札参加資格者との専決契約及び委託契約について」において、『神戸市指名停止基準要綱』は経理契約を対象としていますが、専決契約及び委託契約についても、同要綱の趣旨を踏まえて対応して下さい。契約を行おうとする場合は、それぞれの契約決裁において、やむを得ない事由があるかどうかを判断して下さい。」等と記載している。</p> <p>さらに、専決調達事務処理マニュアル及びQ&A（令和3年9月）では、「8 その他一般事項に係るQ&A」の「Q7 指名停止期間中の業者と専決契約をしてはいけないか。」（p37）で「指名停止中の業者との随意契約の制限は、専決契約及び委託契約等についても「神戸市指名停止基準要綱」の趣旨を踏まえ、指名停止中の業者へ見積合せや契約を行おうとする場合は、その業者でなければならぬ止むを得ない理</p>			

令和3年度 財務定期監査（監査対象：区役所）

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>由があるかどうかを慎重に判断し、その旨を決裁等に記載してください。」とし、「なお、契約の相手方に確実な履行を特に誓約させたい場合は、請書を徴取させるなど適切な対応をしてください。」と記載している。</p> <p>しかし、上記の事例のいずれも発注決議を経て指名停止期間中の業者に発注しており、上記の事例においては、発注にあたって「その業者でなければならない止むを得ない理由があるかどうかを慎重に判断し、その旨を決裁等に記載して」いたことは確認できなかった。</p> <p>また、上記事例では契約金額が10万円以下のため見積合せを行っていないものの、発注内容の取扱業者は神戸市内だけでも複数あることから、「その業者でなければならない止むを得ない理由」はないものと考えられる。</p> <p>契約の発注先については、適正に選定すべきである。</p>		
<p>(3) 財産管理に関する事務</p> <p>ア 金庫を適正に管理すべきもの</p> <p>勤務時間中、金庫の鍵が施錠されていない事例があった。</p> <p>現金取扱事務の手引によれば、金庫に関しては以下の点に注意するよう定めている。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・必要な時以外はダイヤルとロックの二重施錠をしてください。 ・鍵の管理は、課長・係長等が行うなど責任者及び取扱者を特定し、勤務時間外は鍵を持ち帰るなど厳重に管理してください。 等 </div> <p>また、現金等管理マニュアルにおいても、「現金等の管理においては、勤務時間内外を問わず1人で預金通帳から現金を引き出したり、保管現金や郵便切手類等を取り出すことができないしくみが必要です。」と記載している。</p> <p style="text-align: center;">（長田区市民課）</p> <p>勤務時間内外を問わず、金庫は適正に管理すべきである。</p>	<p>常時、鍵と電子ロックの二重施錠とし、勤務時間中は管理職等特定の者が鍵を管理することで、ひとりで保管現金を取り出せない仕組みに改めました。</p>	<p>措置済</p>

令和3年度 財務定期監査（監査対象：交通局）

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>○指摘事項</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 収入を適正に徴収すべきもの</p> <p>職員が自らの自動車等を用いて通勤し、勤務公署等に駐車する際は、神戸市交通局公有財産管理規程及び行政財産における交通局職員の通勤用車両の駐車等に関する取扱要綱に基づき許可している。</p> <p>使用料は、当月分を翌月の当該職員の給与等から控除し徴収しているが、令和3年3月まで再任用職員であり令和3年4月から会計年度任用職員となった者について、4月分給与から3月分の使用料を徴収漏れしている事例があった。</p> <p style="text-align: right;">(職員課)</p> <p>徴収漏れしたものについては速やかに徴収するとともに、今後徴収漏れが発生しない業務プロセスを確立し、適正に調定されているか確認のうえ決裁すべきである。</p>	<p>令和2年度に発生した徴収漏れについては、該当者に説明のうえ、徴収した。</p> <p>令和3年度には、同様の徴収漏れが発生しないよう、各所属からの使用料報告の内容と給与からの控除額が一致することを確認する仕組みを導入したほか、チェックリストを作成して更に確認する等の措置を講じた。</p> <p style="text-align: right;">(職員課)</p>	<p>措置済</p>
<p>イ 収入、支出額の計上を適正に行うべきもの</p> <p>神戸市交通局企画商品（グッズ）の販売について、販売委託契約を締結し、契約に基づき売上金額に応じた委託手数料を支払うこととなっている。委託先は、売上金額から委託手数料を差し引いた額を神戸市に納付することとなっているが、納付された額のみを収入額に計上していた。</p> <p>地方自治法第210条では「一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。」とされており、現実の現金のやり取りにおいては相殺しても、帳簿上支出と収入は相殺することなくすべて計上しなければならない。</p> <p style="text-align: right;">(営業推進課)</p> <p>売上金額の総額を収入額に、委託手数料の総額を支出額に計上すべきである。</p>	<p>指摘を受け、売上金額の総額を収入額に、委託手数料の総額を支出額に計上するよう所属内で改めて周知した。</p> <p>令和3年度に誤った方法で計上した令和3年4月分から令和4年2月分については、令和4年3月21日付で一括して修正する手続きを行った。</p> <p>令和4年3月分より都度、収入・支出額を計上している。 (営業推進課)</p>	<p>措置済</p>
<p>(2) 支出に関する事務</p> <p>ア 交通局における支出負担行為決議の手順を定めるべきもの</p> <p>各所管課における公用車借上、清掃業務、機械</p>	<p>令和4年3月11日付経営企画課長通</p>	<p>措置済</p>

令和3年度 財務定期監査（監査対象：交通局）

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>警備業務、AED貸借等の経理契約において、支出負担行為決議をしていない事例があった。</p> <p>一般会計では、財務会計事務の手引きにおいて、一般支出負担行為書や経理契約支出予定書による事務処理手順が示されているが、交通局で使用している財務会計システムでは、一般会計における一般支出負担行為書や経理契約支出予定書に相当する機能を持っておらず、交通局の会計事務の手引き（平成27年4月交通局総務課）でもその事務処理手順が示されていない。</p> <p style="text-align: right;">（経営企画課）</p> <p>支出負担行為決議の手順を定め、遵守すべきである。</p>	<p>知「適正手続を行うための支出事務処理の変更について」を発し、複数年度にわたる全ての契約における事務処理を変更し、各年度当初に支出負担行為決議としての決裁を必ず行うこととする旨、局内所属長あてに通知するとともに、所属内での周知を指示した。</p> <p style="text-align: right;">（経営企画課）</p>	
<p>イ 支出予定総額の変更を適正に行うべきもの</p> <p>定例的経費であるETC使用料及びチケットによるタクシー借上料や、単価契約である産業廃棄物等収集運搬・処分業務及び寝具等洗濯業務にかかる支出事務において、施行決議で定める支出予定総額を超えて支出している事例があった。</p> <p style="text-align: center;">（経営企画課、職員課、営業推進課、市バス運輸サービス課、市バス車両課、電気システム課）</p> <p>支出予定総額を超えることが見込まれる場合は、支出予定総額変更の決議を得たうえで支出すべきである。</p>	<p>令和4年3月11日付経営企画課長通知「適正手続を行うための支出事務処理の変更について」を発し、定例的経費の支出における「支出経過書」の作成・添付を義務化する旨を局内所属長あてに通知するとともに、所属内での周知を指示した。</p> <p style="text-align: right;">（経営企画課）</p> <p>*主な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施行決議での支出予定額（支出予定額を変更した場合は手書き修正） ・施行決議の電子決裁番号（支出予定額を変更した場合は、変更施行決議の電子決裁番号を追記） ・支出額 ・支出累計額 	措置済
<p>ウ 前渡金の管理を適正に行うべきもの</p> <p>前渡金について、次のような事例があった。</p> <p>（ア）常時保管する前渡金については前渡金出納簿を作成しているものの、随時資金前渡するものについて前渡金出納簿を作成していない事例。</p> <p style="text-align: right;">（駅務統括所）</p> <p>（イ）前渡金出納簿を作成しているが、支出した</p>	<p>令和4年4月1日付交通局経営企画課長通知「前渡金・郵便切手類の適正な取扱いについて」を発し、前渡金（一時保管現金及び常時保管現金）の取扱方法を改めて局内所属長あてに通知するとともに、必要な周知と事務処理に関</p>	措置済

令和3年度 財務定期監査（監査対象：交通局）

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>金額が1か月の合計金額の記載のみで、支出ごとの記載や決裁がされていない事例。 （市バス運輸サービス課）</p> <p>（ウ）前渡金を金庫に一時保管していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により相手方に交付する目途が立たず、結果的に6か月間にわたり金庫で保管していた事例。（職員課）</p> <p>前渡金については、神戸市交通局会計規程第95条の3で、前渡金管理者は前渡金出納簿を備えて、受払を明らかにしなければならないことが定められている。</p> <p>また、現金取扱事務の手引（公金編）では、前渡金のうち事業所等において常時必要とする経費の取扱いについて「あくまでも一定額の支払資金として用意しておくものであり、具体的な支出負担行為についての意思決定（例えば何を購入するか）までは行われていないため、別途意思決定を行うことが必要です。方法としては、支払状況表に決議欄を設ける支払内訳書か、別途簡易決裁を作成することが考えられます。」とされている。さらに、管理・保管について、「受領した現金は、直ちに支払を要するものを除いて金融機関に預金し、保管に万全を期さなければなりません。出金はその都度行うこととし、用務日の当日に行うよう心がけてください。」とされ、不必要に早く現金化し、長期間保管しないよう求められている。</p> <p>規程等に則って事務を行い、適正に前渡金を管理すべきである。</p>	<p>する意識改善等を指示した。 （経営企画課）</p> <p>（ア）（イ）指摘のあった各所属においては、令和4年度から所定の文書を用いた管理を実施した。 （駅務統括所、市バス運輸サービス課）</p> <p>（ウ）原則として現金を取り扱わず、口座振替を基本とするよう認識を改め、止むを得ず現金を取り扱う必要が生じた場合には用務当日に出金すること、直ちに支払が不可能な場合には金融機関に預け入れることを所属内で徹底した。 （職員課）</p>	
<p>エ 委託料の支出を適正に行うべきもの</p> <p>企画乗車券「六甲・摩耶 1day チケット」の販売委託について、販売枚数に応じて販売手数料を委託先に支出しているが、令和2年7月から令和2年9月分の販売手数料について、契約書で定められた手数料単価のうち、小児1枚43円であるところ、誤って小児1枚45円で計算した請求を受け、その請求どおりに支出し、過払いとなっていた事例があった。（営業推進課）</p>	<p>令和2年7月から令和2年9月分の販売手数料において、過払いとなっていた販売数18枚×販売額の差額2円＝36円については、相手方からの返金を受け、令和4年3月30日に収入した。</p> <p>今後は、相手方からの請求内容（単価・数量等）を起案時に再確認するとともに決議過程、支出審査過程での確認</p>	措置済

令和3年度 財務定期監査（監査対象：交通局）

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>契約書、仕様書、明細書、事業実績報告書その他関係書類等に基づいて、適正に検査を行い、支出するべきである。</p>	<p>の厳格化を図ることで再発防止に努める。 (営業推進課)</p>	
<p>オ 経費の使途の確認を行うべきもの</p> <p>中央営業所勤務の職員と神戸北町操車場勤務の職員との間で、勤務の相互応援体制を確立することで、不要な公休日の出務や超過勤務の発生を抑制し、もって経費の削減を図ることを目的に、職員が自家用車を用いて中央・北町間を移動した際に要したガソリン代及び有料道路通行料金の実費弁償について要領を定め、運用している。</p> <p>要領の「支払方法及び事務手続」では、対象職員への支払は営業所前渡金により現金で支払うこととしたうえで、「ETC利用でない場合の有料道路通行料金については、対象職員から提出された領収書を貼付しておく。また、必要に応じてETC利用の場合の支払履歴の調査を行う。」としているが、ETC利用の履歴の確認をしていなかった。 (中央営業所)</p> <p>ETC利用証明書や利用明細書の提出を求め、利用ごとに確認するべきである。</p>	<p>指摘を受けた、中央営業所－北町操車場間の有料道路通行料金の精算にあたっては、令和4年2月1日付で「中央営業所(中央～北町)の相互応援体制に係るガソリン代等の実費弁償について」を改訂し、利用証明(利用明細・領収書)の提出をもって弁償するものとし、利用履歴を確認できない場合、いかなる場合でも弁償しないこととした。</p> <p>また、営業所のETCカードリーダーを用いて利用履歴を確認し、利用履歴をプリントアウトして、記録として保存することとした。 (中央営業所)</p>	<p>措置済</p>
<p>(3) 契約に関する事務</p> <p>ア 次年度以降にわたる契約を適正に行うべきもの</p> <p>地方自治法第232条の3では、「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為(これを支出負担行為という。)は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」とされており、同法第214条では債務負担行為について、「歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。」とされている。</p> <p>また、同法第234条の3では長期継続契約について、「普通地方公共団体は、第214条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若</p>	<p>(ア) 御崎Uビル維持管理経費の負担に関する協定に関しては、協定の相手方である神戸交通振興株式会社が令和3年度までで一切の業務を停止したことにより、同協定は終了した。</p> <p>令和4年度からは、同ビルの維持管理業務を引き継いだ株式会社OMこうべ(現・株式会社こうべ未来都市機構)との間に令和4年4月1日付で締結した負担金協定は単年度協定であり、今後の契約については再確認し、単年度と複数年度のどちらがよいか考えていく。 (経営企画課)</p>	<p>措置済</p>

令和3年度 財務定期監査（監査対象：交通局）

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。」とされている。</p> <p>さらに、行財政局長より局室区長宛に、「適正な契約事務の徹底について（通知）」（平成20年10月14日行行コ第616号）が発せられており、この通知では会計年度独立の原則のもと、債務負担行為の手続を経ていない場合や長期継続契約の要件に該当していない場合には、年度を超える契約はできないものとされている。</p> <p>債務負担行為の設定又は長期継続契約を締結していないにもかかわらず、複数年度にわたる契約としていた事例や、債務負担行為を設定していないにもかかわらず、後年度における契約の継続を前年度に約束する自動更新条項を設定した契約を締結している事例があった。</p> <p>①毎年、年度ごとに契約を締結するか、②債務負担行為を設定したうえで複数年度契約とするか、③長期継続契約の対象となるものについては複数年度で「翌年度以降において歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する」旨の条項を付して長期継続契約とするか、いずれかの方法によるべきである。</p> <p>（ア）単年度契約に自動更新条項を設定していた事例（御崎Uビル維持管理経費の負担に関する協定書）。 （経営企画課）</p> <p>（イ）債務負担行為を設定せずに複数年度にわたる契約を締結していた事例（北神市営化対応時の残課題対応に伴うスルッとKANSAIシステム改修業務に係る委託契約書、プリンター保守サービス契約書）。 （経営企画課、駅務統括所）</p> <p>（ウ）債務負担行為を設定せずに複数年度にわたる契約を締結し、かつ自動更新条項を設定していた事例（バス操車業務用詰所にかかる賃貸</p>	<p>（イ）複数年度にまたがる業務を委託しようとする場合、債務負担行為を設定して財源面で裏付するべきであるのに、長期継続契約と認識して契約行為を行った事例、後年度の財政負担を生じない契約であるため債務負担行為による財源面の裏付が必要ないと判断した事例である。</p> <p>前者に関しては、令和4年3月1日付で「神戸市交通局長期継続契約を締結することができる契約に関する要綱」を新たに制定するとともに、同日付交経第1757号で経営企画課長通知「神戸市交通局長期継続契約を締結することができる契約に関する要綱の制定および長期継続契約の事務処理について」を発したことにより再発防止を図るとともに、判断のつかない事案では局内で部署を超えて相談したうえで、事務処理を行う。</p> <p>後者に関しては、長期継続契約とすることとした。 （経営企画課、駅務統括所）</p> <p>（ウ）令和5年4月1日付で長期継続契約とするよう交渉する。 （市バス運輸サービス課）</p>	<p>措置済</p> <p>措置方針</p>

令和3年度 財務定期監査（監査対象：交通局）

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>借契約書、バス停留所施設にかかる土地賃貸借契約書。 (市バス運輸サービス課)</p>		
<p>イ 交通局における長期継続契約の運用のルールを定めるべきもの</p> <p>長期継続契約については、地方自治法第234条の3のほか、神戸市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例において、長期継続契約を締結することができる契約が定められている。その運用について、行財政局が神戸市長期継続契約を締結することができる契約に関する要綱（以下「要綱」という。）や「神戸市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例」の事務取扱い（以下「事務取扱い」という。）を定めている。</p> <p>神戸市交通事業管理者が行う契約における長期継続契約の運用ルールについては、独自のルールは設けておらず、「要綱」や「事務取扱い」を準用しているとのことであるが、それらによれば長期継続契約として取り扱うことができないものを長期継続契約としていた事例や、「事務取扱い」で「行財政局長が特に必要があると認める」契約や契約期間に関する適用手続の交通局における取扱いが不明なまま契約が締結されている事例があった。</p> <p>長期継続契約は予算単年度主義及び債務負担行為の例外をなすものであり、法の趣旨を踏まえた運用を行うために、交通局における運用のルールを定め、局内に周知徹底するべきである。 (経営企画課)</p>	<p>令和4年3月1日付で「神戸市交通局長期継続契約を締結することができる契約に関する要綱」を新たに制定するとともに、同日付交経第1757号で経営企画課長通知「神戸市交通局長期継続契約を締結することができる契約に関する要綱の制定及び長期継続契約の事務処理について」を発し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期継続契約が可能な契約を列挙するとともに、交通局長が特に必要があると認める契約の場合の取扱い ・長期継続契約とする場合は、契約書にその旨を明示すべきこと ・各年度の当初(契約初年度の翌年度以降)に支出決議を必要とすることを局内各所属に周知した。 <p>(経営企画課)</p>	<p>措置済</p>
<p>ウ 随意契約結果の公表を行うべきもの</p> <p>令和2年4月以降に締結した次の随意契約について、案件名称、契約日、契約金額、随意契約理由等必要な公表をしていなかった。</p> <p>(ア) 予定価格が250万円(税込)を超える工事請負契約 (イ) 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号及び第4号の規定による契約</p>	<p>特命随意契約のうち、法令に基づき公表すべき契約については公表をしていなかった情報については、令和3年度末までに全て公表を行った。</p> <p>法定された責務であり、今後怠ることなく順次公表していく。 (経営企画課)</p>	<p>措置済</p>

令和3年度 財務定期監査（監査対象：交通局）

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(ウ) 予定価格が100万円（税込）を超える物品購入契約等</p> <p>(エ) 契約金額が100万円（税込）を超える委託契約</p> <p>公共工事については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第7条に、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号及び第4号の規定による契約については、神戸市交通局契約規程第26条第2項に公表に関する定めがある。このほか、「委託契約等における特命随意契約の公表及び委託契約事務等の整理について（通知）（平成25年2月4日行財契第1395号）」では、委託契約における特命随意契約の公表や、経理契約における随意契約の公表について通知されており、委託契約について「委託契約等における随意契約の公表に関する取扱い（令和2年10月1日行財政局契約監理課長決定）」が定められている。（経営企画課）</p> <p>契約の公正性や透明性を高めるため、随意契約結果を適正に公表すべきである。</p>		
<p>エ 再委託の承諾手続を適正に行うべきもの</p> <p>委託契約における再委託の承諾手続に関して、次のような事例があった。</p> <p>(ア) 神戸市交通局公金集金業務に係る委託契約において、「再委託承諾願」により再委託及び再々委託を承諾しているが、「再委託承諾願」には再委託先事業者名と再々委託事業者名の記載はあるが、それぞれの住所、代表者名や、委託業務のうちどの業務を再委託先及び再々委託先が行うのかといった具体的な記載がなかった。また、「再委託承諾書」は、「再委託承諾願」の下部に「上記の件、承諾します」との記載があるのみで、再委託の条件などの記載はなかった。（経営企画課）</p> <p>(イ) 自動車料金精算業務に係る委託契約において、「再委託承諾願」により再委託を承諾しているが、「再委託承諾願」には再委託先事業者名の記載はあるが、住所、代表者名や、委託業務の</p>	<p>(ア) (イ) の事案ともに、令和4年度以降の契約については、委託先企業と十分に協議のうえ、所定の様式に再委託内容の詳細を記載してもらい、必要な審査、決議を行ったうえでこれを承諾し、契約を締結した。（経営企画課、営業推進課）</p>	<p>措置済</p>

令和3年度 財務定期監査（監査対象：交通局）

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>うちどの業務を再委託するのかといった具体的な記載がなかった。また、「再委託承諾書」は、「再委託承諾願」の下部に「上記の件、承諾します」との記載があるのみで、再委託の条件などの記載はなかった。（営業推進課）</p> <p>委託契約については、約款で原則として再委託を禁止しており、再委託をする場合は一括再委託に該当しないか等を確認するため事前の承諾が必要とされ、再々委託についても同様であるが、上記の事例では必要な確認がされないまま承諾している。</p> <p>一括再委託を防止するとともに、業務品質を確保するため、再委託等に係る業務の確認を行うとともに必要な条件を付したうえで承諾すべきである。</p>		
<p>オ 公金徴収事務委託の告示及び公表を行うべきもの</p> <p>グッズの販売委託契約を私人と締結し、販売代金の徴収を委託しているが、地方公営企業法施行令第26条の4第1項の規定によりその旨を告示し、かつ、当該公金の納入義務者の見やすい方法により公表するべきところ、行っていなかった。（営業推進課）</p> <p>公金の徴収事務を私人に委託したときは、地方公営企業法施行令に定める告示及び公表を行うべきである。</p>	<p>公金徴収業務を告示する際、所属内での情報共有が不足したことから、告示漏れを生じた事案である。</p> <p>令和3年度のグッズ販売委託契約については、令和3年12月17日に一括して掲示による告示を行った。</p> <p>また、公金の徴収事務を私人に委託する場合は、告示、公表が必要であることについて、所属内で周知徹底を行った。（営業推進課）</p>	措置済
<p>カ 発注を適正に行うべきもの</p> <p>松原営業所の建替工事に関連して、工事の進捗に伴い昼間のバス車両停止区画を変更するための区画線工事を実施したが、建替工事の状況に応じて区画線の位置や既存区画線の消去部分を決定することから、区画線工事の当日まで発注数量が確定せず、事後になって起案日、決裁日、発注日、納入期限を区画線工事实施の日付とした発注書を作成し、決裁していた事例があった。</p> <p>交通局専決調達事務処理に関するマニュアル</p>	<p>発注数量が確定できない状態で発注をしなければならない場合の事務処理として、見積同時発注などの例外的な処理方法を定めているが、十分に周知ができていなかった。</p> <p>契約事務手続の錯誤が起こらないよう、見積同時発注の手順を所属内で周知徹底した。</p> <p>今後、本事案のように例外的な対応</p>	措置済

令和3年度 財務定期監査（監査対象：交通局）

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>では、発注する数量等が確定しない場合における「見積同時発注」の手順として、金額や数量等が確定していない場合は品目等その時点で判明している事項のみ発注書に記載して決裁を受けること、発注書の写しにより役務の発注をすること、発注後に実際の数量、単価や見積金額等を発注書に加筆し所属長による確認日の記載及び確認印を得たうえで業者へFAX等で送付することが示されている。（市バス運輸サービス課）</p> <p>事前に数量が確定しない場合は、見積同時発注の手順により適正に事務処理を行うべきである。</p>	<p>が必要となる状況の場合には、所属を超えて相談し、対応策を検討することとする。（市バス運輸サービス課）</p>	
<p>キ 前金払を行った場合の委託業務の履行確認を適正に行うべきもの</p> <p>前金払を行った場合、履行検査の対象となる金額（履行届兼検査合格報告書の記載金額）は、既に行った前金払の支出分も含めた金額となるが、履行届兼検査合格報告書に記載されていた金額が前金払の支出分を除いた金額（請求金額と同額）となっていた事例があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊川谷駅エレベータ更新に伴う介助業務（委託契約） <p>委託料 32,450,000 円（うち 9,730,000 円は契約締結後、受託者の請求に基づき前金払）</p> <p>履行届兼検査合格報告書記載金額 22,720,000 円（前金払の支出分を除いた金額）（施設課）</p> <p>前金払を行った場合の履行検査の対象は、前金払の支出分も含めた金額とするべきである。</p>	<p>委託先事業者から提出された「納品書（履行届）兼検査合格報告書」の中で、委託料総額と前払金の額が明記され、前後の経緯が明らかにされていたとしても、文書の性格上、合計金額欄には委託料総額が記載されるべきであり、今後は記載された内容を精査し、誤記のある場合は業者に修正するよう、また、以降の書類の書き方についても指導を行うこととした。（施設課）</p> <p>また、同事案では提出された「納品書（履行届）兼検査合格報告書」や「請求書」が交通局の指定様式が用いられていた。事業者側においては、完成時払の請求書と同時に作成されるのが通例となっている。書面ごとに合計金額欄に異なる金額を記載するよう指導しても理解を得ることが困難と判断し、令和4年3月11日付経営企画課長通知「適正手続を行うための支出事務処理の変更について」を発し、交通局指定様式を廃止する等の措置を講じた。（経営企画課）</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況																																																																																																
<p>(4) 財産の管理に関する事務</p> <p>ア 債権の管理を適正に行うべきもの</p> <p>神戸市の債権の管理に関する事務処理は、神戸市債権の管理に関する条例で定められており、債権を適正に管理するため必要な台帳を整備すること（第5条）や、履行期限までに履行しない場合は期限を指定して督促状を発して督促しなければならないこと（第6条）等が定められている。</p> <p>また、債権のうち時効が成立し消滅したものは、不納欠損処分を行い決算値に反映することが必要とされている。</p> <p>私債権は民法の規定により、時効の援用が必要とされるが、時効期間満了後は、条例の規定により債権放棄も可能とされている。</p> <p>交通局の財務会計システムから出力される入金状況一覧には、未収金額が記載されているが、次のとおり債権が適正に管理できていない事例や、誤って二重に調定されたにもかかわらず削除されていない事例があった。</p> <table border="1" data-bbox="204 1243 790 1444"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>事業会計</th> <th>節名称</th> <th>調定年月</th> <th>件数</th> <th>未収金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>自動車</td> <td></td> <td>平成20年3月、平成24年3月</td> <td>5件</td> <td>1,852,016円</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>自動車</td> <td>雑入</td> <td>平成20年3月、平成24年3月、平成29年9月</td> <td>3件</td> <td>53,246円</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>高速</td> <td></td> <td>平成20年3月</td> <td>1件</td> <td>23,374円</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>高速</td> <td>雑入</td> <td>平成20年11月</td> <td>1件</td> <td>162,285円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(職員課)</p> <table border="1" data-bbox="204 1460 790 1751"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>事業会計</th> <th>節名称</th> <th>調定年月</th> <th>件数</th> <th>未収金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑤</td> <td>自動車</td> <td>旅客運輸収入</td> <td>平成22年5月、平成24年3月</td> <td>15件</td> <td>9,185,007円</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>自動車</td> <td>旅客運輸収入</td> <td>平成20年10月～令和3年1月</td> <td>11件</td> <td>91,040円</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>自動車</td> <td>雑入</td> <td>平成25年10月</td> <td>1件</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>自動車</td> <td>雑入</td> <td>令和3年3月</td> <td>3件</td> <td>161,230円</td> </tr> <tr> <td>⑨</td> <td>高速</td> <td>雑入</td> <td>平成20年3月</td> <td>7件</td> <td>1,321,692円</td> </tr> <tr> <td>⑩</td> <td>高速</td> <td>広告料</td> <td>平成20年3月</td> <td>1件</td> <td>577,500円</td> </tr> <tr> <td>⑪</td> <td>高速</td> <td>土地物件貸付料</td> <td>平成20年3月</td> <td>1件</td> <td>706,860円</td> </tr> <tr> <td>⑫</td> <td>高速</td> <td>構内営業料</td> <td>令和2年2月</td> <td>1件</td> <td>231,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(営業推進課)</p> <table border="1" data-bbox="204 1774 790 1848"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>事業会計</th> <th>節名称</th> <th>調定年月</th> <th>件数</th> <th>未収金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑬</td> <td>自動車</td> <td>雑入</td> <td>平成20年11月、平成30年5月</td> <td>2件</td> <td>137,160円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(市バス運輸サービス課)</p> <p>④は、退職手当の金額に誤りがあり、過払いにつき返還を求めているものだが、督促や催告に関する資料や債務者との交渉を記録した資料は残っておらず、債権管理台帳にも記載が漏れていた</p>	No.	事業会計	節名称	調定年月	件数	未収金額	①	自動車		平成20年3月、平成24年3月	5件	1,852,016円	②	自動車	雑入	平成20年3月、平成24年3月、平成29年9月	3件	53,246円	③	高速		平成20年3月	1件	23,374円	④	高速	雑入	平成20年11月	1件	162,285円	No.	事業会計	節名称	調定年月	件数	未収金額	⑤	自動車	旅客運輸収入	平成22年5月、平成24年3月	15件	9,185,007円	⑥	自動車	旅客運輸収入	平成20年10月～令和3年1月	11件	91,040円	⑦	自動車	雑入	平成25年10月	1件	6,000円	⑧	自動車	雑入	令和3年3月	3件	161,230円	⑨	高速	雑入	平成20年3月	7件	1,321,692円	⑩	高速	広告料	平成20年3月	1件	577,500円	⑪	高速	土地物件貸付料	平成20年3月	1件	706,860円	⑫	高速	構内営業料	令和2年2月	1件	231,000円	No.	事業会計	節名称	調定年月	件数	未収金額	⑬	自動車	雑入	平成20年11月、平成30年5月	2件	137,160円	<p>二重調定の削除漏れや債権管理台帳への記載漏れの再発防止策として、以下の手順を局内で定め、各所属に通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営企画課が、決算期に財務会計システムから未収金リストを生成、誤調定・二重調定を削除するとともに、各所属ではこれを確認する。 ・各所属は、誤調定・二重調定があれば、それを削除し、発生した未収金を確認して、債権管理台帳に登載する。 ・各所属は、未収金ごとに、督促の時期、頻度、回数等を計画し、所属長の決裁を得る。 ・各所属は、未収金の回収に努めるとともに、交渉経緯を詳細に記録に残す。 ・各所属は、未収金の回収交渉が進展しない場合、経営企画課と協議のうえ、以後の対応策を決定する。 <p style="text-align: right;">(経営企画課)</p> <p>なお、過年度において生じた、未収金リストに表示された事案（①②③⑤⑧⑨⑩⑪⑫）については、二重調定であることが明らかであることを再確認のうえで、過年度の決算における誤りとして、令和3年度の決算において反映させる。</p> <p style="text-align: right;">(経営企画課)</p> <p>④の退職手当の過払いに伴う返還金については、令和3年度中に数回にわたり文書・電話・自宅訪問による催告を行ったが、債務者本人との連絡がつかず、返還される見込みが立たないことから、今後債権放棄を行う方針である。</p> <p style="text-align: right;">(職員課)</p>	<p>措置方針</p>
No.	事業会計	節名称	調定年月	件数	未収金額																																																																																													
①	自動車		平成20年3月、平成24年3月	5件	1,852,016円																																																																																													
②	自動車	雑入	平成20年3月、平成24年3月、平成29年9月	3件	53,246円																																																																																													
③	高速		平成20年3月	1件	23,374円																																																																																													
④	高速	雑入	平成20年11月	1件	162,285円																																																																																													
No.	事業会計	節名称	調定年月	件数	未収金額																																																																																													
⑤	自動車	旅客運輸収入	平成22年5月、平成24年3月	15件	9,185,007円																																																																																													
⑥	自動車	旅客運輸収入	平成20年10月～令和3年1月	11件	91,040円																																																																																													
⑦	自動車	雑入	平成25年10月	1件	6,000円																																																																																													
⑧	自動車	雑入	令和3年3月	3件	161,230円																																																																																													
⑨	高速	雑入	平成20年3月	7件	1,321,692円																																																																																													
⑩	高速	広告料	平成20年3月	1件	577,500円																																																																																													
⑪	高速	土地物件貸付料	平成20年3月	1件	706,860円																																																																																													
⑫	高速	構内営業料	令和2年2月	1件	231,000円																																																																																													
No.	事業会計	節名称	調定年月	件数	未収金額																																																																																													
⑬	自動車	雑入	平成20年11月、平成30年5月	2件	137,160円																																																																																													

令和3年度 財務定期監査（監査対象：交通局）

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>ため、詳しい経緯は不明となっている。</p> <p>⑥は、市バスの不正乗車に係る料金で、関係の簿冊で債権を管理しているが、平成20年度調定の1件と平成22年度調定の1件については記録が残っておらず、債権管理状況は不明となっている。</p> <p>⑦は、グッズの販売代金で、平成30年度に督促を行っているが、債権管理台帳は作成されておらず、事務引継ぎも行われていない。</p> <p>⑬は、平成20年11月調定の1件は、そのような債権が残っていること自体所管課で把握しておらず、内容が不明となっているものである。平成30年5月調定の1件は事故によるバス停留所施設損傷の示談金で、平成31年3月と令和2年7月に電話をかけたメモが残っているが、督促状は送付しておらず、返送を依頼した示談書も返送されていない。</p> <p>①②③⑤⑧⑨⑩⑪⑫は、調査を行った結果、二重調定の削除漏れとのことである。</p> <p>収納済みにもかかわらず調定の残っているものについては内容を再確認するとともに、原因を究明のうえ、同じミスを繰り返さないよう問題を解決するべきである。</p> <p>なお、過年度の未収金は、過年度の決算において決算値として確定させ公表したものである。その重要性に鑑みると、誤って登録していたことが判明したからと言って安直に削除すれば済むというものではない。誤って登録した調定については、当初の調定や月々の入金状況一覧のチェック、決算作業時において、確認・突合等を慎重に行うべきであり、年度末までに財務会計システムから削除し、正しい決算値とするとともに、その仕組みづくりに取り組むべきである。</p> <p>債権管理については、滞納の初期段階での対処方法を構築するほか、見える化された台帳を作成し、督促等の時効中断事由や納付交渉の記録をす</p>	<p>⑥の市バスの不正乗車に係る料金のうち、債権9件については、⑦を加えて、改めて債権管理台帳として整理し直した。</p> <p>引き続き文書・電話で催告し、それでも入金のないものがあれば、条例に基づき適切に対処する。</p> <p>なお、⑥のうち、平成20年度調定分(2,800円)及び平成22年度調定分(2,200円)については、簿冊に記載がないため未収債権である確証がないが、この場合の債権管理における取扱いを検討のうえで適切に管理をする。 (営業推進課)</p> <p>⑬の事案のうち、平成20年11月調定の件については、引き続き調査するが、内容が判明しなければ、不納欠損処理することを検討している。</p> <p>平成30年5月調定の件については、改めて損害賠償金の納付と示談書の返送について催告したが、納付期限を過ぎても返納、返送あるいは何らの連絡も得られなかったため、内容証明と配達証明により、督促状及び示談書を再度送付した。</p> <p>その結果、調定金額99,360円について、令和4年4月6日に先方から納付があった。(市バス運輸サービス課)</p>	

令和3年度 財務定期監査（監査対象：交通局）

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>る必要がある。そのうえで法的措置等も含めた回収対策を実施すべきである。</p> <p>また、債務者や債権の内容等の調査を尽くす必要があるが、それでも不明なものは、神戸市債権の管理に関する条例の規定に基づく債権放棄の進め、不納欠損処分とすることができる。</p> <p>今後の対応、体制だけでなく、そもそもの原因から詰めていかなければ、また同じことが起きるおそれがある。誰が担当し、どこに原因があったか、誰が引継ぎをしなかったか、原因をできる限り調べて今後を活かし、債権の発生から回収までの手立てを構築し、その仕組みを組織として実践すべきである。</p>		
<p>イ 保管現金・郵便切手類を適正に管理すべきもの</p> <p>(ア) 保管現金を適正に管理すべきもの</p> <p>金庫内の現金について、次のような事例があった。</p> <p>A 存在が失念され、どのような来歴のものかを説明できないものがあり、管理状況が把握できていない事例。（営業推進課）</p> <p>B 前渡支出した常時保管現金の日々の点検を行っていない事例。</p> <p>（市バス運輸サービス課、市バス車両課、石屋川営業所、中央営業所、垂水営業所、駅務統括所）</p> <p>C 一時保管の前渡金について、現金の検算チェックシートなどにより金融機関への入金や相手方に交付する時に複数の職員で検算、確認をしていない事例。</p> <p>（市バス運輸サービス課）</p> <p>現金取扱事務の手引（公金編）では、金庫等に関して「毎朝保管現金に異常がないか確認するとともに、随時、保管金品を点検してください。」等の注意事項が定められている。</p> <p>また、現金等管理マニュアルでは、現金取扱時のチェックとして「現金を金庫等で一時保管し</p>	<p>令和4年4月1日付交通局経営企画課長通知「前渡金・郵便切手類の適正な取扱いについて」を發し、前渡金（一時保管現金及び常時保管現金）の取扱方法を改めて局内所属長あてに通知するとともに、所属内での周知、事務処理に関する意識改善等を指示した。</p> <p>その中で、常時保管現金について、毎始業時・終業時に複数職員で残高確認を行い、帳簿管理すること、一時保管現金について、現金の検算チェックシートにより、入出金を生じるときに所属長に確認を求めること等を求めている。（経営企画課）</p> <p>Aの管理状況が把握できていなかった金庫内の現金 3,841 円については、可能な限り調査を行ったが来歴が判明しなかったため、令和3年度の雑収入として公金化した。（営業推進課）</p> <p>B、Cの各課においては、令和4年4</p>	<p>措置済</p>

令和3年度 財務定期監査（監査対象：交通局）

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>た場合は、当該現金を金融機関等へ入金する時、若しくは金融機関等の集金時、又は相手方へ交付する時に、再度、複数の職員で検算し、金額に間違いがないか確認すること。」「つり銭資金、交際費、還付のための準備金等、常時必要となる事務経費として交付を受けた前渡金（常時保管現金）については、毎日、原則として始業時・終業時に、複数の職員による残高検算を行うこと。」とされている。</p> <p>金庫内に保管される現金等についてはその内容等についてすべて把握し、金庫内に来歴の不明なものが長期間放置された状態とならないようにするとともに、日々の点検を行い、適正に管理すべきである。金庫の周辺をカメラにより監視を行っている所属もあるが、映像データの保存期間や機器の動作不良の可能性も考慮し、日々の点検を行うべきである。</p>	<p>月1日付の経営企画課長通知を受けて、手引き、マニュアルに沿ってチェックシートを作成し、適正に管理を行うよう事務処理を是正した。</p> <p>（市バス運輸サービス課、市バス車両課、石屋川営業所、中央営業所、垂水営業所、駅務統括所）</p>	
<p>（イ）郵便切手類の管理及び取扱い時のチェックを適正に行うべきもの</p> <p>郵便切手類（タクシーチケット、ICカード、ETCカード、神戸市バスカード、Uラインカード、図書カード等）の取扱いについて、次のような事例があった。</p> <p>A 物品管理簿が作成されていない事例。 （経営企画課、職員課、営業推進課、市バス運輸サービス課、市バス車両課、石屋川営業所、中央営業所、垂水営業所、駅務統括所）</p> <p>B 受領又は交付の都度、物品管理者が物品管理簿の記載内容を確認のうえ押印していない事例。 （運転統括所）</p> <p>C 使用簿を作成していない事例。 （市バス運輸サービス課、駅務統括所）</p> <p>D 使用簿は作成しているが、使用日ごとに使用状況の確認、旅行命令、履行確認決裁を行っていない事例。 （営業推進課、市バス運輸サービス課、市バス車両課、運転統括所、駅務統括所）</p>	<p>令和4年4月1日付交通局経営企画課長通知「前渡金・郵便切手類の適正な取扱いについて」を発し、郵便切手など有価物の取扱方法を改めて局内所属長あてに通知するとともに、必要な周知と事務処理に関する意識改善等を指示した。</p> <p>その中で、有価物の種別ごとに物品受払整理簿を作成し、受払の都度所属長の確認を受けるなど残数管理を行うこと、カード類については使用簿（兼部内出張命令簿）を作成し、事案ごとに所属長の承認を得て使用すること、使用が終わるごとに返却すること等を求めている。また、交通局が発行する業務乗車証については、必要とする業務が終了した後はすみやかに返却させるよう再度徹底した。 （経営企画課）</p> <p>市バスの営業路線において使用するETCカードの使用状況の管理方法に</p>	<p>措置済</p> <p>措置方針</p>

令和3年度 財務定期監査（監査対象：交通局）

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>E 渡しきりにしており、必要の都度の交付ができていない事例。 （市バス運輸サービス課、運転統括所）</p> <p>郵便切手類について、現金取扱事務の手引（公金編）では、「郵便切手類は、金銭的価値を有していること等により、盗難や不正使用のリスクが高いことから、金庫等（金庫又は施錠可能な保管場所）に保管したうえで、異動の記録と定期的な点検を行うことで、事故の発生を防止し、万一事故が発生した場合でも、発生時点や原因を容易に把握できるようにしておく必要があります。ついては、下記の各項目に基づいて取扱ってください。」とされ、適正な保管、適正な在庫の確保、適正な交付、管理簿の作成が求められている。</p> <p>そして、郵便切手類のうちETCカードの取扱いについては、「ETCカードの取扱いについて（通知）」（平成17年9月12日会会第167号行行第57号）により、カードを受け入れた時点で「ETCカード管理簿」を作成し、カード番号を記入（使用者あるいは使用車を特定する場合は、あわせて記入）のうえ、物品管理者の決裁を受けることや、使用後の事務手続として、使用者は「ETCカード使用簿」に使用日及び使用区間を記入し、認印を押印のうえ、運転日報とともに事務担当者へ提出すること等が通知されている。また、ICカードの取扱いについては、「ICカードの取り扱いについて」（行財政局組織制度課）により、カードを受け入れた時点で管理簿を作成し物品管理者の決裁を得ること、使用者は使用簿に記入すること等の管理手順が示されている。</p> <p>市バス営業路線で使用するETCカードについては、日々の運行で頻回に使用するため、「ETCカード使用簿」の様式による履行確認が馴染まない場合、別途適正な履行確認ができる仕組みの構築が必要である。</p>	<p>ついて、履行確認できる仕組みの構築を提案されたことについては、様々な方途を検討したが、現実的な方策を見い出せていないため、引き続き検討したい。（市バス運輸サービス課）</p>	

令和3年度 財務定期監査（監査対象：交通局）

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>物品管理簿及び使用簿を作成して使用状況を把握し、事故の未然防止のため適正にチェック等を行うべきである。</p>		
<p>（ウ）管理職による定期的なチェックを適正に行うべきもの</p> <p>保管現金・郵便切手類について、残額、残数等の定期的なチェックが、一部行われていないものがあつた。</p> <p>現金等管理マニュアルでは、「これまでに発生した現金関係の不祥事は、管理職による定期チェック不足が大きな原因となっています。また、逆に定期的なチェックを行っていたために被害が最小限で済んだ事例もあります。」としたうえで定期的な点検のルール化を求めており、「所属長は、少なくとも毎年度3回（前年度からの引継状況の確認を行う年度始め【4月】、自主監査実施時【7～8月】、従前の自主監査実施時期である年末【12月】）、保管現金の残額・預金通帳の残高を確認し、不適切な収入・支出（現金取引以外の口座振込等によるものを含む。）がないかどうか自らチェックすること。また、郵便切手類の残数（プリペイドカードについては、カードごとの残額も）と郵便切手類管理簿上の残数（プリペイドカードについては、プリペイドカード使用簿兼近距離旅行命令書の残高も）が一致しているかどうかを実際に数えてチェックすること。」</p> <p>「所属長の直近上位の上司が、少なくとも年1回、自主監査実施時に合わせて、自ら保管現金・郵便切手類・親睦会費についての上記チェックを行い、仕組みどおり適正に処理されているか検証すること。」とされている。</p> <p>（経営企画課、職員課、営業推進課、市バス運輸サービス課、市バス車両課、石屋川営業所、中央営業所、垂水営業所、地下鉄運輸サービス課、施設課、電気システム課、地下鉄車両課、運転統括所、駅務統括所）</p>	<p>令和4年4月1日付交通局経営企画課長通知「前渡金・郵便切手類の適正な取扱いについて」を發し、所属長、部長級職員に対し有価物の定期チェックが責務であることを改めて通知するとともに、必要な周知と事務処理に関する意識改善等を指示したところである。</p> <p>その中で、所属長による少なくとも年3回の在庫高の定期チェックと、その直近上位の部長級職員による少なくとも年1回の定期チェックを、それぞれが主体的に行うよう求めている。</p> <p>今後、適正な定期チェックによって事故防止に努めたい。（経営企画課）</p>	<p>措置済</p>

令和3年度 財務定期監査（監査対象：交通局）

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>事故の未然防止のため定期的なチェックを適正に行うべきである。</p>		
<p>ウ 領収証書を適正に取り扱うべきもの</p> <p>領収証書の取扱いについて、次のような取扱いをしていた。</p> <p>(ア) 一連番号が付されていない。</p> <p>(イ) 金庫等に保管されていない。</p> <p>(ウ) 神戸市交通局会計規程第78条で領収証書の交付を省略することができるものとされているものの以外の収入金に対し、領収証書を発行していないものがある。</p> <p>(エ) 複写式の領収証書の記入時に両面カーボンを使用していない。</p> <p>(オ) 領収証書に直接記載したうえで交付し、白紙の原符だけが残っているものがある。</p> <p>(カ) 取扱者印、出納員の点検印がない。</p> <p>(キ) 領収証書使用簿の作成や、集計の際に日計表等に使用した領収証書の番号を記入していない。</p> <p>領収証書（つづり）の取扱いについては現金取扱事務の手引（公金編）により、一連番号を付すこと、必ず金庫等で保管すること、交付が省略できるもの以外は領収証書を交付しなければならないこと、複写式の領収証書には両面カーボンを使用して記入すること、原符に実際の取扱者がわかるよう使用の都度取扱者の認印を押印すること、一日の業務終了後に出納員等による日計表又は調定決議書の決議にあたり原符に点検印を押印すること、領収証書使用簿を作成し所属長の確認を受けること、集計の際に日計表等に使用した領収証書の番号を必ず記載すること等が定められている。 (営業推進課)</p> <p>領収証書の使用、保管にあたり必要な事務処理を再確認し、適正な取扱いをするべきである。</p> <p>なお、領収証書は、市民等の側からすれば支払済の証拠となるものであり、また市側にとっても、その控は収納済の証拠や集計の際の基礎資料となる重要なものである。イベント会場における</p>	<p>領収証書の使用・保管にあたり必要な事務処理を再確認し、今後、一連番号の記入、両面カーボンの使用、点検印の押印、使用簿の作成、日計表への番号記入など、適切な事務処理を行うよう所属内で周知した。</p> <p>令和4年3月時点で実査後に領収証書を使用する機会はなかったが、領収証書は金庫で適切に保管している。</p> <p>さらに、今後イベント会場におけるグッズ販売の際、全ての購入者に領収証書を発行するため、レジスターの導入を検討する。 (営業推進課)</p>	<p>措置済</p>

令和3年度 財務定期監査（監査対象：交通局）

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>グッズ販売ですべての購入者に領収証書を発行することが難しい場合は、グッズの管理簿を作成し、受領や交付の都度所属長の確認を得るなど適正な在庫管理を行うとともに神戸市交通局会計規程を見直すべきである。</p>		
<p>エ 印影等を印刷した文書を適正に管理すべきもの</p> <p>神戸市交通事業管理者の印の印影等の印刷をした納入通知書用紙の管理について、次の事例があった。</p> <p>(ア) 施錠できる場所に保管・管理し、管理簿を作成しているものの、管理簿上の残数と在庫数が不一致となっている事例。(経営企画課)</p> <p>(イ) 施錠できる場所に保管・管理しておらず、管理簿も作成していない事例。(市バス運輸サービス課)</p> <p>神戸市交通局公印規程第4条第1項では、「一時、大量に公印の押印を必要とする文書その他の交通事業管理者が必要があると認める文書は、公印の押印に代えて、その印影又はこれを伸縮したもの(以下「印影等」という。)を印刷することができる。」とされ、同条第4項では、「第1項の場合において、印影等を印刷した文書の保管等を厳正に行うとともに、常にその出納状況を明らかにしなければならない。」とされる。</p> <p>管理簿を作成するなど常にその出納状況を明らかにし、厳正に保管するべきである。</p>	<p>(ア) の事案では、実査後に棚卸を行い、以降は交付枚数と現在高枚数を正確に記帳したうえ、実際の在庫数との整合を確認するよう管理方法を改めた。(経営企画課)</p> <p>(イ) の事案では、令和4年1月より、施錠可能な場所に収納し、管理簿を作成して、記帳しなければ交付しないこととした。(市バス運輸サービス課)</p>	<p>措置済</p>
<p>オ 情報セキュリティ対策を適正に行うべきもの</p> <p>(ア) 情報資産の持ち出し許可を適正に得るべきもの</p> <p>情報資産の持ち出しにあたり、情報管理者である所属長の許可を適正に得ていない次の事例があった。</p> <p>A 金融機関と振込情報のやり取りをする際に、許可を得ずに情報を提供していた事例。(経営企画課)</p>	<p>(ア)</p> <p>Aの事案では、実査の後、神戸市情報セキュリティ対策基準および情報システムセキュリティ実施手順書に定めるとおり、情報提供日時、相手方、内容を明示する様式を作成し、令和3年11月より事前に所属長の許可を得ることとした。(経営企画課)</p>	<p>措置済</p>

令和3年度 財務定期監査（監査対象：交通局）

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>B 職員睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査業務及び精密検査業務において、請負先に職員の個人情報を提供しているが、実施決裁で対象者名簿を実施機関に提供することの記載はあるものの、日時・担当者及び提供概要を記載していなかった事例。 (職員課)</p> <p>神戸市情報セキュリティ対策基準では、「機密性2以上の情報資産を外部に提供する者は、情報管理者に事前に許可を得たうえで、日時・担当者及び提供概要を記録しなければならない。」と定められている。</p> <p>情報資産を所属外に持ち出す場合には日時、担当者及び提供概要を記録し、情報管理者に事前に許可を得たうえで持ち出すべきである。</p>	<p>Bの事案では、実査の後は、同様の事案が無いが、令和4年度から検査等のために職員の個人情報を外部に委ねる際には、情報提供日、相手方、提供する情報の概要など必要な情報を明記したうえで所属長の決議を仰ぐべき旨を所属内で周知をした。 (職員課)</p>	
<p>(イ) 業務請負先における個人情報の適切な取扱いを確保するための確認を行うべきもの</p> <p>上記(ア)Bの事例の業務については、仕様書で総合責任者等選任届、個人情報保護に関する規定及び事故対応マニュアルを契約締結後10日以内に提出することを求めているが、いずれも提出されていなかった。</p> <p>当該業務は、職員の個人情報を取扱うことから、仕様書で検査機関の資格等のひとつとして「個人情報保護の規定を保有し、順守していること。」と定めているほか、注意事項として「電子計算機処理に係るデータ保護管理規定や神戸市情報セキュリティポリシー等に基づき、個人情報を適切に取扱うこと。」と定めている。 (職員課)</p> <p>必要な書類を提出させ、仕様書で定めている個人情報の適切な取扱いが確保されるか確認を行ったうえで情報を提供すべきである。</p>	<p>(イ)</p> <p>上記(ア)Bの事案では、実査の後、業務請負先から仕様書で定めた書類を取り寄せた。事後ではあるが、情報セキュリティ上の支障はないものと判断している。</p> <p>今後、同様の業務を実施する際は、必要な文書を提出させ、内容を審査して情報セキュリティ上の支障がないと判断し得る場合に限り、個人情報を提供すべき旨を所属内で周知した。 (職員課)</p>	措置済
<p>カ 行政財産目的外使用許可における経費の負担を求めるべきもの</p> <p>車両工場建物内におけるカップ式飲料用自動販売機の設置に係る行政財産目的外使用許可を</p>	<p>指摘を受け、令和4年度からは電気料金に加え、水道料金を徴収すること</p>	措置済

令和3年度 財務定期監査（監査対象：交通局）

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>行っており、許可条項第11条（経費の負担）で「使用者は、使用財産の維持・保存のため通常必要とする経費のほか、使用財産に附帯する電話・電気・ガス及び水道等の諸設備の使用に必要な経費または別に算定した額を負担しなければならない。」と定めているが、電気使用料の負担は求めていたものの、水道使用料については負担を求めていなかった。（市バス車両課）</p> <p>過去の使用状況に応じた負担を請求するとともに、今後も設備の使用に必要な経費の負担を求めべきである。</p>	<p>とした。</p> <p>また、過去分については、相手方との間で協議し、徴収漏れしていた金額を支払ってもらうことで合意したため、時効が到来していない部分について一括請求することとした。</p> <p>その結果、水道料金892円について、令和4年5月20日に納付があった。（市バス車両課）</p>	
<p>(5) その他の事務</p> <p>ア 審査請求の教示を適正に行うべきもの</p> <p>行政財産目的外使用許可書に記載すべき審査請求の教示について、行政不服審査法の改正が反映されておらず、審査請求の教示を行うべきものに誤って異議申立てをできるとし、不服申立てをすることができる期間も3か月とするべきところ60日とする教示を行っている事例があった。</p> <p>不服申立てをすべき行政庁等の教示については行政不服審査法第82条に定められており、審査請求ができる処分をする場合には、審査請求ができる旨及び期間を書面で教示しなければならないこととされている。</p> <p>（市バス車両課、地下鉄運輸サービス課、駅務統括所）</p> <p>処分の相手方の権利利益の救済を得る機会を十分に確保するため、適正に教示するべきである。</p>	<p>行財政局が掲示する参考様式を基に作成した行政財産の使用許可書のひな型等を3月17日付で局内各所属に周知した。</p> <p>該当所属を含め、行政処分にあたっては、関係法令の動向を注視するなど、今後、十分に留意する。（経営企画課）</p>	措置済
<p>(6) 内部統制体制を再構築のうえ、事務処理の適正化、及びチェック機能のさらなる向上に取り組むこと</p> <p>当年度の財務定期監査において多数の指摘事項として挙げた事例の中には、支出負担行為や長期継続契約についてなど、そもそもルールが整備されていないものがあり、それらについては早急に策定するべきである。それ以外についても、一</p>	<p>交通局では、安全運行の確保と経営改善に全力で取り組んでいるところだが、その一方で、一つひとつの実務を適正に執行できているのかという面では、十分に目を配れていなかった。</p>	措置方針

令和3年度 財務定期監査（監査対象：交通局）

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>つひとつを見れば、単純な事務処理ミスに起因するものや、法令や規則、マニュアルの基礎的な不知によると思われる事項が多い。</p> <p>今回の指摘事項を踏まえ、財務事務に関する内部統制体制を総点検のうえ再構築するとともに指摘事項に対する改善策を明確にし、対応することを求める。その後の事務処理についても自主的に点検を行うなど、事務処理の再確認に努めるとともに、職員が必要な知識を習得するための対策を講じ、事務処理機能の向上、底上げを図るべきである。</p> <p>「神戸市営交通事業 経営計画 2025」において、「市民の足の確保」など公営の意義・役割を発揮するとともに、持続可能な経営基盤の確立に向けて取り組む中で、事務処理ミスや不適正処理の積み重ねは、財政的損失や信用失墜に繋がりがかねない深刻な問題であるため、局をあげて改善に取り組むべきである。</p>	<p>このため、令和4年度当初の局内課長級以上の職員が出席する会議において、適正な事務執行に向け、率先して取り組むよう意識改善を求めた。</p> <p>また、令和4年3月1日付で「神戸市交通局長期継続契約を締結することができる契約に関する要綱」を新たに制定するとともに、同日付交経第1757号で経営企画課長通知「神戸市交通局長期継続契約を締結することができる契約に関する要綱の制定および長期継続契約の事務処理について」を発したり、既存のルールをより簡明な表現で説明しなおす資料の作成と周知、既存書式の簡素化など、実務担当者の負担軽減に努めている。</p> <p>今後、実務担当者の事務処理に関する知識、スキル向上を図るため、今回指摘された事項にかかわらず、基礎的な研修を制度として開始する予定である。</p> <p>市民の信頼を損ねる事態を招くことがないように、局をあげて適正な事務執行に取り組む。 (経営企画課)</p>	
<p>○ 意見</p> <p>(1) 業務乗車証の管理について</p> <p>交通局では、局職員及び事業上必要と認める者が、その業務に関して神戸市営交通機関を利用する場合に使用する業務乗車証を発行しており、その発行や取扱いについて、交通局業務乗車証発行規程（以下「発行規程」という。）や「業務乗車証の取扱いについて」（以下「取扱いについて」という。）に基づき運用している。</p> <p>各所属では、おおむね「発行規程」や「取扱いについて」に基づいた管理をしているが、「取扱いについて」では、使用簿の作成、記入については定められているものの、管理簿の作成については定めていないため、多くの所属で管理簿を作成し</p>	<p>業務乗車証については、必要とする業務が終了した後はすみやかに返却させるよう再度徹底し、今回の監査を契機として、受払整理簿の作成とこれに基づく在庫管理の取扱いに改めることとした。</p> <p>また、今年度のカードの更新に合わせて取扱い方針を改正し、局内各所属に周知徹底した。 (経営企画課)</p>	<p>措置済</p>

令和3年度 財務定期監査（監査対象：交通局）

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>ていなかった。</p> <p>現金取扱事務の手引（公金編）では、「郵便切手類とは、物品会計規則第3条第4号に定めるもので、「郵便切手、収入証紙、乗車券その他これらに類するもの」を指します。「これらに類するもの」には、郵便はがき、レターパック、収入印紙、乗車券、タクシーチケット、プリペイドカード、ICカード、ETCカード、有料道路通行券、各種金券類が含まれます。」としたうえで、「郵便切手類は、金銭的価値を有していること等により、盗難や不正使用のリスクが高いことから、金庫等（金庫又は施錠可能な保管場所）に保管したうえで、異動の記録と定期的な点検を行うことで、事故の発生を防止し、万一事故が発生した場合でも、発生時点や原因を容易に把握できるようにしておく必要があります。については、下記の各項目に基づいて取扱ってください。」とされ、適正な保管、適正な在庫の確保、適正な交付、管理簿の作成が求められている。</p> <p>業務乗車証については、使用して無くなるものではなく、使用の度に貸し出し、返却する性質のものであるが、同様の性質であるICカード（ICOCA）及びETCカードについてはそれぞれ個別の取扱いが定められ、いずれもカードを受け入れた時点で管理簿を作成し物品管理者の決裁を得ること、使用者は使用簿に記入すること等の管理手順が示されている。</p> <p>適正な管理水準を確保するため、「発行規程」または「取扱いについて」において管理簿の作成についても規定し、遵守するよう周知されたい。</p> <p style="text-align: right;">（経営企画課）</p>		